

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 大学の沿革および建学の理念

清泉女学院大学は、学問研究と教育を通じて、真摯に真理を探究する大学として、平成 15 (2003) 年、長野市上野に開学した。その設置者は学校法人清泉女学院であり、学校法人清泉女学院設立の源は現在、世界 22 か国において教育活動を行っている聖心侍女修道会である。

設立母体である聖心侍女修道会は、1877 年スペインでの創設以来、キリスト教（カトリック）の精神に基づく教育・社会活動を行なっており、昭和 9 (1934) 年に来日し、昭和 13 (1938) 年、財団法人清泉寮ならびに各種学校清泉寮学院を東京に開学した。戦後、強制疎開地であった長野の地に、昭和 21 (1946) 年、長野清泉寮学院（昭和 22 (1947) 年より長野清泉女学院）を設立し、長野における女子教育の基礎を拓いた。昭和 56 (1981) 年には、長野市上野に清泉女学院短期大学を設置した。こうした長野における教育実践を高く評価され、平成 12 (2000) 年 6 月、長野市長から、若者の高等教育の機会確保、地域活性化を図るため「地域に密着した 4 年制大学」設置を要請された。その要請を受けて、設置されたのが清泉女学院大学である。

本学は甲信越北陸地域唯一のカトリック 4 年制大学として、自然豊かな信州の地域社会において、その「人間教育」に大きな義務と責任を担うとの自覚のもとに、教育研究活動を展開している。

(2) 設置する時期及び校地校舎の位置

令和 3 年 4 月より、基礎となる看護学部看護学科を設置している J R 長野駅東口校地（長野県長野市大字栗田）に、看護学研究科看護学専攻修士課程を設置する。

看護学研究科看護学専攻修士課程を設置する長野駅東口校地は、長野県の県庁所在地・長野市の中心駅で、県内最大規模のターミナル駅である長野駅の東口から徒歩約 1 分のところに位置している。

長野駅は、東日本旅客鉄道・しなの鉄道・長野電鉄など複数の路線が通じており、隣接する上田市や佐久市をはじめ広域からのアクセスが可能であることから、大学院生の通学に至便な立地となっている。

(3) 看護学研究科を設置する理由・必要性

①社会的な背景

本学の看護学部は、地域における看護師不足への対応による看護師養成の必要性を踏まえたうえで、平成 31 年 (2019 年) 4 月に設置され、看護学分野に関する教育研究を通して、地域医療における多様なニーズに対応できる看護の専門性と基礎的な実践力を身に付けた看護師を育成することにより、地域社会の保健・医療・福祉の向上へ貢献すべく、教育研究活動の推進に努めている。

しかしながら、医療現場では、医療の高度化や入院患者の高齢化、患者の安全の確保や権利意識の向上、医療需要に応じた医療提供体制や医療機関の連携体制の構築、災害時医療や救急医療への対応、在宅医療をはじめとする地域における看護の対象の複雑化などから、看護実践能力の強化が課題となっており、看護師等にはこれまで以上に専門性の高い看護実践能力が求められている。

また、看護学分野では、教育研究水準の質的な向上と相俟って、高度な学習需要への対応が求められており、看護学分野の教育研究の水準を高めるとともに、今日的課題に柔軟に対応できる幅広い視野と基礎的な研究能力に加えて、高度の専門性を有した人材養成の役割を重視した学部教育と大学院教育を通じた教育活動の構築が求められている。

②大学院教育の方向性

現代社会においては、社会環境の急速な変化や学術研究の著しい進展に伴い、社会的な要請や進学需要を踏まえた専門分野における教育研究の方向性を見極めるとともに、学部教育との継続性と専門性に十分配慮した大学院教育の研究体制の整備や教育研究内容の充実が求められている。

特に、今日的諸課題の高度化傾向から、学部4年間の専門教育では高度の専門的な職業を担うための能力を教授するには十分ではないとの考えから、大学院教育の必要性の認識とともに、基礎、基本を重視する学部教育は、高度な専門の応用、総合化を目指して、大学院教育との連携が重要とされている。

一方、我が国の医療系大学院を取り巻く状況は大きく変化しており、特に、医療技術等の高度化・多様化に伴い、優れた研究能力等を備えた医療系人材の養成機能の強化が求められるとともに、医療系大学院には、生涯にわたる医療人のキャリア形成の中核的な役割を果たすことが求められている。

また、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」による最終報告では、「看護系大学院における人材養成においては、看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者、学士課程では養成困難な特定領域の高度専門職業人や、保健、医療、福祉等に携わる専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材の養成を目指す」ことが掲げられている。(資料1 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告抜粋)

③地域社会からの要請

1) 地域医療の現状と課題

長野県が策定した「長野県地域医療構想」の中の「将来の医療提供体制を実現するための施策」では、「医学、医療技術の進歩に伴い、保健医療サービスの範囲が拡大するとともに、内容の専門化が進んでいるため、医療従事者の高度な専門知識や技術の研修、養成体制整備が求められる」としており、施策の方向性として「看護職員の資質の向上」を掲げているところである。(資料2-① 長野県地域医療構想(抜粋))

このように、医療の高度化や専門化が急速に進展する中で、質の高い医療を提供していく

ためには、医療現場の安全・安心を支える看護人材の資質の向上が求められていることから、地域医療における看護人材確保を踏まえたうえで、看護の専門性の一層の向上とともに、指導的立場で看護の質の向上や改善に貢献できる看護職者を養成することとした。

また、長野県の「第2期信州保健医療総合計画」における目指すべき姿として、「健康寿命の延伸、平均寿命と健康寿命の差の縮小」と「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現」としており、本研究科は、この目指すべき姿の方向性を踏まえ、学位授与の方針において「様々な健康状態や多様な場における看護を必要とする人々への看護に対し、俯瞰的検討ができ、質の高い看護ケアが実践できる能力を身に付けている。」看護職者の養成を掲げ、専門教育科目において「発達支援・ヘルス看護学」と「包括ケア看護学」の2つの領域を設定したものである。(資料2-② 第2期信州保健医療総合計画(抜粋))

2) 地方公共団体等からの要請

本学が位置する長野市からは、長野県北信地域には看護系の大学院が設置されておらず、本研究科が設置された場合、第5次長野市総合計画に掲げている「安心して暮らせる健康づくりの推進」につながる医療・看護分野における専門性の高い人材の輩出が期待されるとして、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置に対する要望がなされている。(資料3 大学院の設置等に係る長野市からの賛同の書面)

また、長野県看護協会からは、「長野県看護協会将来ビジョン」を公表し、「いのち・暮らし・尊厳を守り支える看護」、「人々の生涯にわたり、生活と保健・医療・福祉をつなぐ看護」を目指して取り組んでおり、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者を養成することは、地域の医療・保健・福祉政策への貢献が期待されるとして、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置に対する要望がなされている。(資料4 長野県看護協会要望書)

このような、長野市が掲げる「安心して暮らせる健康づくりの推進」や長野県看護協会が掲げる「長野県看護協会将来ビジョン」等の施策や構想を踏まえたうえで、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者を養成することとした。

3) 医療機関等からの要請

本研究科の設置計画を進めるうえで、地域の医療機関等に対して、本研究科における教育研究上の目的や養成する人材、修得する資質・能力等を示したうえで、本研究科で養成する人材や設置の必要性、人材需要等に関するアンケート調査を実施した。

その結果、本研究科で養成する人材については、有効回答件数11件の約90.9%にあたる10件が「必要性を感じる」と回答しており、本研究科の設置については、有効回答件数11件の約90.9%にあたる10件が「必要性を感じる」と回答しているとともに、本研究科の修了生の採用については、有効回答件数11件の約100.00%にあたる11件が「採用したい」又は「採用を検討したい」と回答している。(資料5 人材需要に関する

アンケート調査結果（抜粋）

このような、地域の医療機関等に対する調査結果を踏まえたうえで、看護の専門性の一層の向上とともに、指導的立場で看護の質の向上や改善に貢献できる看護職者を養成することとした。

（４）教育研究上の目的及び養成する人材

①人材養成機能

平成17年9月5日の中央教育審議会による答申「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」においては、「大学院は、法制上、研究者養成と高度専門職業人養成の二つの養成機能を中心にその役割を担っているが、今後の知識基盤社会における人材養成の重要性や現在の大学院教育との関係を踏まえると、今後の大学院が担うべき人材養成機能は、

- 1) 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成
- 2) 高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成
- 3) 確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成
- 4) 知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成

の四つに整理される」としている。

また、同答申では、修士課程は「幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う課程であり、①高度専門職業人の養成、②知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成を行う課程、あるいは、③研究者等の養成の一段階として、高度な学習需要への対応等社会のニーズに的確に対応することが求められる」としている。

一方、「医療系大学院の目的とそれに沿った教育等の在り方について」（医療系ワーキンググループ報告書）では、看護学系大学院においては、「看護や医療技術の現場において、将来指導的立場で活躍できる人材の養成」が掲げられており、これらの答申や報告書の提言内容等を踏まえたうえで、看護学研究科看護学専攻修士課程では、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」を修士課程として担う人材養成機能とする。

③養成する人材

看護学研究科看護学専攻修士課程では、学部段階における看護教育に裏打ちされた専門的素養の上に立ち、看護の専門性の一層の向上を図るための深い知的学識と基礎的な研究能力を備えて、将来、指導的立場で活躍できる看護職者として、看護の質の向上や改善に貢献できる人材を養成する。

具体的には、看護学分野に関する理論的な知識とそれらを応用する能力及び自ら課題を設定し調査・分析する能力を身に付けて、質の高い看護ケアの提供とともに、看護の現場で生じる様々な事象や諸課題を科学的に探究し、その成果を看護活動に還元することができる高度な専門的知識・能力を持つ看護職者を養成する。

④学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

看護学研究科看護学専攻修士課程では、学位を授与するに当たり修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針を次のとおり定める。

- 1) 看護活動の基盤となる関連領域に関する幅広い知識及びより良い看護活動を実践するための理論的知識や実践的能力を身に付けている。
- 2) 様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対し、俯瞰的検討ができ、質の高い看護ケアが実践できる応用能力を身に付けている。
- 3) 看護実践における諸課題に対し、研究的手法を用いて科学的に解明し、その成果を看護実践の改善に活かすことができる能力を身に付けている。

⑤修了後の進路

修了後の進路としては、医療機関や社会福祉施設等において、高度な看護実践能力と課題探究能力を有して、質の高い看護ケアの提供とともに、看護実践における事象や諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践に還元することができる中核的な看護職者として活躍することが想定される。

2. 今後の構想

看護学研究科看護学専攻修士課程では、「学部段階における看護教育に裏打ちされた専門的素養の上に立ち、看護の専門性の一層の向上を図るための深い知的学識と研究能力を備えて、将来、指導的立場で活躍できる看護職者として、看護の質の向上や改善に貢献できる人材を養成する」こととしている。

このことから、今般の設置計画では、看護学専攻修士課程として設置することとしているが、今後の看護学分野における社会的な要請や学術的な進展、さらには、看護学専攻修士課程設置後の修了者の進路の動向などを総合的に見極めたうえで、必要に応じて博士課程における教育・研究についての検討を行うこととする。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

看護学研究科看護学専攻修士課程では、「学部段階における看護教育に裏打ちされた専門的素養の上に立ち、看護の専門性の一層の向上を図るための深い知的学識と研究能力を備えて、将来、指導的立場で活躍できる看護職者として、看護の質の向上や改善に貢献できる人材を養成する」こととしている。

また、看護学研究科看護学専攻修士課程が組織として研究対象とする中心的な学問分野は、基礎となる学部との専門性と接続性を踏まえたうえで、「看護学分野」としていることから、研究科、専攻等の名称及び学位の名称については、人材養成や学問分野を反映する最も相応しい名称とすることとした。

具体的には、研究科の名称を「看護学研究科」、専攻の名称を「看護学専攻」、学位の名称を

「修士（看護学）」とし、英訳名称については、国際的な通用性に留意して、研究科の英訳名称を「Graduate School of Nursing」、専攻の英訳名称を「Master's Course of Nursing」、学位の英訳名称を「Master of Nursing」とすることとした。

研究科の名称	看護学研究科	「Graduate School of Nursing」
専攻の名称	看護学専攻	「Master's Course of Nursing」
学位の名称	修士（看護学）	「Master of Nursing」

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の考え方

我が国では、一定の教育目標、修業年限及び教育の課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場としての位置付けを持ち、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする課程制大学院制度を採っていることを踏まえたうえで、看護学研究科看護学専攻修士課程における人材の養成や学位授与の方針を達成するための体系的な教育課程の編成とすることとしている。

また、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という設置基準に定める修士課程の目的に応じた能力の修得という観点を踏まえ、高度の専門的知識と能力の修得に向けた教育課程の編成とするとともに、養成する人材を達成するために必要な授業科目による体系的な教育課程の編成とする。

(2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

看護学研究科看護学専攻修士課程における教育課程編成・実施の方針については、養成する人材及び学位授与の方針との一体性と整合性を踏まえたうえで、以下の通り、定めることとしている。（資料6 学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針及び科目との関係図）

①教育課程編成の方針

- 1) 生命や医療の倫理及び健康や健康づくりに関する知識を深め、総合的な看護活動に必要な理論的知識や実践的能力を高めるための科目を配置する。
- 2) 看護実践の基本となる専門的な知識を深め、発達の段階や多様な場の特性に応じた看護実践に必要となる応用能力を修得するための科目を配置する。
- 3) 看護職者としての専門的な知識と技術の向上や開発を図り、高度な看護実践を展開するために必要となる研究的手法を修得するための科目を配置する。

②教育課程実施の方針

- 1) 知識の理解を目的とする教育内容は講義形式、知識の検証を目的とする教育内容は演習形式、理論的な知識や技能を実務に応用する能力の修得を目的とする教育内容は実習形式と実践形式を交えた授業形態を採ることとする。

- 2) 研究指導は、複数の研究指導教員による研究指導體制の下、個別による研究指導を行うこととし、特に、研究計画の策定指導においては、多様な入学者が自ら研究計画を立て、主体的に研究活動を実践できるよう組織的な体制による指導を行う。
- 3) 認知的、倫理的、社会的な能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図ることから、体験学習や調査学習等に加え、教員や院生同士のディスカッションやディベート等をはじめとする教授・学習法を取り入れる。
- 4) 単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避けるとともに、大学院生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示する。
- 5) 修了時における質を確保する観点から、予め大学院生に対して各授業科目における学習目標やその目標を達成するための授業の方法、計画等を明示したうえで、成績評価基準や卒業認定基準を示し、これに基づく厳格な評価を行う。

③学修成果の評価方法

学修成果の評価方法は、授業科目ごとの到達目標と成績評価基準を示し、筆記試験・レポート・授業態度・授業貢献度により、総合的に行うこととする。

(3) 教育課程の編成の特色

看護学研究科看護学専攻修士課程では、教育課程編成・実施の方針を踏まえたうえで、履修の順序に配慮しつつ、体系的に教育課程の編成とすることから、「共通教育科目」、「専門教育科目」、「研究科目」の科目群を設けることとし、「専門教育科目」では、発達の段階に応じた看護実践に必要となる応用能力を修得するための「発達・ヘルス支援看護学」の領域と、多様な場の特性に応じた看護実践に必要となる応用能力を修得するための「包括ケア看護学」の領域を設け、各科目群における教育目標に応じた授業科目を配置する。

①共通教育科目

教育課程編成・実施の方針に掲げている「生命や医療の倫理及び健康や健康づくりに関する幅広い知識を深める」ための科目として、「生命倫理特論」2単位と「健康管理特論」2単位を必修科目として配置する。

「生命倫理特論」では、生命に関する倫理的な問題や課題についての理解を深め、生と死に医療がどう関わるべきかについての考察を通して、倫理的な諸問題に対処する考え方の幅を広げることとし、「健康管理特論」では、健康づくり対策や健康問題への取り組みなどの考察を通して、看護実践に影響を及ぼし決定を下す際の重要な概念である健康についての知識を深めることとしている。

また、教育課程編成・実施の方針に掲げている「総合的な看護活動に必要な理論的知識や実践的能力を高める」ための科目として、「看護理論特論」2単位、「看護倫理学特論」2単位、「看護管理特論」2単位、「看護教育学特論」2単位を必修科目として配置するとともに、「コンサルテーション論」2単位、「フィジカルアセスメント特論」2単位、「家族看護学特

論」2単位を選択科目として配置することとしている。

「看護理論特論」では、看護における知識を体系化し、看護に関連した現象を明確かつ具体的に説明するための枠組みである看護理論に関する知識及び看護理論を用いた具体的な実践方法に関する理解を深めることとし、「看護倫理学特論」では、看護実践のさまざまな事象において高い倫理観を持って対応することの意識及び倫理的な問題に対処する能力を高めることとしている。

「看護管理特論」では、看護管理の本質と特徴及び看護実践の場面における看護管理の実際や課題についての理解を深め、質の高い看護サービスを提供するための看護管理に関する応用能力を高めることとし、「看護教育学特論」では、看護教育が果たす役割及び看護教育の歴史、制度、対象、方法、評価等に関する理解を深めるとともに、看護学生や患者に対する教育実践のあり方や質の高い看護教育を実践するための能力を高めることとしている。

「コンサルテーション論」では、看護師が行う実際の・複雑な問題解決のためのコンサルテーション方法の理解を深め、具体的問題について考察することで対処する能力を高めることとし、「フィジカルアセスメント特論」では、看護実践に必要となる主要な症状別のアセスメントに関する理解を深めることとし、「家族看護学特論」では、家族看護の諸理論に関する知識を深め、家族支援のプロセスの特徴及び家族支援の方法や技術のあり方についての理解を深めることとしている。

②専門教育科目

教育課程編成・実施の方針に掲げている「看護実践の基本となる専門的な知識を深め、発達の段階に応じた看護実践に必要となる応用能力を修得する」ための「発達・ヘルス支援看護学」領域では、医療機関や施設等で治療や療養をしている人々を対象に看護ケアを展開する成人看護学、小児看護学、ウイメンズヘルス看護学から構成し、対象者の健康保持や疾病予防、健康回復や疾病治療など、発達の段階に応じた看護実践の質の向上や改善に必要な専門知識と応用能力の修得にむけて、「成人期看護学特論」2単位、「小児期看護学特論」2単位、「ウイメンズヘルス看護学特論」2単位、「発達・ヘルス支援看護学演習」4単位を選択科目として配置することとしている。

「成人期看護学特論」では、成人各期の健康保持や疾病予防についての理解を深めるとともに、成人各期の健康問題や機能障害に応じた質の高い看護を提供するための応用能力を高めることとし、「小児期看護学特論」では、昨今の子どもと家族を取り巻く環境の変化に伴う課題や問題の考察を通して、慢性疾患や障がいのある子どものおかれた現状と支援の方法についての理解を深めることとしている。

「ウイメンズヘルス看護学特論」では、ウイメンズヘルス看護の理念の理解及び生涯にわたる女性の健康の向上と女性の生活の質の向上のための知識を深めるとともに、女性の健康を促進し支援する看護の役割について理解を深めることとし、「発達・ヘルス支援看護学演習」では、発達・ヘルス支援看護学領域における重要な特定の主題や直面する諸課題に関するテーマを取り上げて考察することで、問題の発見方法や対策の設定方法の理解を深め、

情報や知識を複眼的かつ論理的に分析し表現するための能力を高めることとしている。

また、教育課程編成・実施の方針に掲げている「看護実践の基本となる専門的な知識を深め、多様な場の特性に応じた看護実践に必要となる応用能力を修得する」ための「包括ケア看護学」領域では、地域で生活する人々を対象に看護ケアを展開する在宅看護学、精神看護学、災害看護学から構成し、対象者の特性や多様性及び看護過程の特徴や構成要素、症状改善のためのセルフケア支援など、看護を受ける場を限定せず、多様な場の特性に応じた看護実践の質の向上や改善に必要となる専門知識と応用能力の修得にむけて、「在宅看護学特論」2単位、「精神看護学特論」2単位、「災害看護学特論」2単位、「包括ケア看護学演習」4単位を選択科目として配置することとしている。

「在宅看護学特論」では、在宅看護の対象者の特性や多様性及び在宅看護での看護過程の特徴や構成要素について、具体的な展開事例を取り上げながら考察するとともに、在宅看護の対象者としての家族へのケアの考察を通して、在宅看護に関する知識の理解を深めることとし、「精神看護学特論」では、地域で生活する精神機能に障がいのある人に対する精神症状改善のためのセルフケア支援の実践例を通して、理論・モデルの実践への応用についての理解を深めることとしている。

「災害看護学特論」では、災害看護活動に従事する際に必要となる専門知識を深めるとともに、災害発生時に展開される看護の実際と課題を取り上げながら、災害看護の最新動向についての理解を深めることとし、「包括ケア看護学演習」では、包括ケア看護学領域における重要な特定の主題や直面する諸課題に関するテーマを取り上げて考察することにより、問題の発見方法や対策の設定方法の理解を深め、情報や知識を複眼的かつ論理的に分析し表現するための能力を高めることとしている。

なお、専門教育科目では、「発達・ヘルス支援看護学」領域、「包括ケア看護学」領域の2領域のうち1領域を選択し、研究計画や学修目標に応じた当該領域の特論科目1科目2単位を選択必修として履修するとともに、当該領域の演習科目1科目4単位を選択必修として履修することで、学位授与の方針に掲げている「様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対し、俯瞰的検討ができ、質の高い看護ケアが実践できる能力」を修得させることとしている。

③研究科目

本研究科は、中央教育審議会答申で指摘されている大学院教育における人材養成機能を踏まえたうえで、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」を担うことから、当該人材養成機能に応じて教育課程編成・実施の方針に掲げている、「看護職者として専門的な知識と技術の向上や開発を図り、高度な看護実践を展開するために必要となる研究的手法を修得する」ため、高度な看護実践を展開するために必要となる研究的手法の修得することを目的に、看護実践を質的又は量的な側面から探究するための研究的手法を高めるための科目として、「看護研究方法」4単位を配置し、諸課題の解決のために必要となる批判力・論理性・表現力を高めるための科目として、「看護特別研究」8単位の2科目12単位を

配置することとしている。

「看護研究方法」では、より良い看護を探究するための課題解決に必要な研究活動に関する能力を高め、看護研究における倫理的配慮や研究者倫理についての理解を深めることを目的として、看護実践を質的又は量的側面から扱う研究活動に必要な文献研究・事例研究・実験研究から、面接法、参加観察法、質問紙法、データ分析法など、研究デザインや研究手法について学修するとともに、対象者の人権擁護や研究不正の回避など、看護研究における倫理について学修することとしている。

また、「看護特別研究」では、授業科目の履修にあわせて、2年間を通して一貫した演習形式による研究指導を行い、看護学分野に関する各自の研究課題に則した研究計画の設定から、文献調査や実地調査、資料収集や分析・報告、意見交換などを繰り返しながら、研究成果に関する修士論文の作成へと結びつけていく個別指導を行うとともに、論文作成を通じて、批判力、論理性、表現力の涵養を図ることとしており、これらの科目の履修を通して、人材養成機能に応じた研究能力を醸成することとしている。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方

看護学研究科看護学専攻修士課程では、看護学分野に関する高度の専門的知識と能力の修得に向けた教育課程の編成としていることから、教員組織において中心となる研究分野を「看護学分野」として、全ての授業科目において、看護学分野における博士号等の学位や研究業績に加えて、大学や大学院における豊富な教育経験や研究指導の実績を有する専任の教員（教授8人、准教授4人、講師1人）を配置することとしている。

また、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置に伴う学部及び研究科担当教員の業務負担への配慮として、新規に准教授1人を採用することとしている。

なお、看護学研究科看護学専攻修士課程の教員組織の編成においては、本学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の配置はしないこととしている。

(2) 教員組織の年齢構成及び定年に関する学内規程との関係

教員組織の年齢構成については、40歳～49歳2人、50歳～59歳4人、60歳～69歳4人、70歳以上3人を配置することとしており、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障ない構成となるよう配慮することとしている。（資料7 専任教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第3号（その3）））

教員組織の年齢構成と定年に関する学内規程の関係については、定年年齢は教授70歳、准教授以下は65歳と定めており、教員組織の年齢構成において、既に定年年齢に達している者3名及び完成年度までに定年年齢に達する者1名を配置することとしているが、本学では任期制との併用により、定年年齢を超えて採用できる規程を設けており、定年年齢にかかわらず、看護学研究科看護学専攻修士課程の完成年度まで在籍することができることとしている。（資料8 特任教員就業規程）

(3) 後任となる教員の補充計画

看護学研究科看護学専攻修士課程では、既に定年年齢に達している者3名と完成年度までに定年年齢を迎える者1名を配置することから、教員組織の継続性を踏まえたうえで、後任となる教員の補充計画として、中堅教員と若手教員の育成計画に基づく昇格人事及び新規教員の採用人事に関する計画を策定する。

中堅教員と若手教員の昇格人事については、看護学研究科看護学専攻修士課程設置後、完成年度までの2年間を中堅教員及び若手教員の育成期間として位置付けることとし、教育能力の伸長や研究業績の蓄積を図るための制度の整備による研究環境の充実を図ることとする。

具体的には、中堅教員及び若手教員の教育面に関する育成計画として、中堅教員及び若手教員を対象とした授業の内容及び方法の改善を図るための研修会を年3回(6月、9月、11月)行うこととし、看護学分野における教育実績を有した教員による、教育を担う者としての自覚や意識の涵養と授業計画の立案から授業技術や教材開発等の教育方法に関する能力を高めることとする。

研究面に関する育成計画については、看護学分野における研究業績を有した教員のもとで研究活動等に豊富に接することにより、自立して研究活動を行うための研究能力の伸長を図るとともに、継続的な研究活動を行うための制度として「自己管理目標制度」を導入し、計画的な研究業績の蓄積にむけた中期研究計画書を提出させることとする。

さらに、中堅教員及び若手教員の研究面に関する育成計画の一環のとして、博士の学位を有していない専任教員が学位取得を目指す際の支援体制を整備することとしており、看護学研究科看護学専攻修士課程開設後、継続的に研究活動を行うための制度として導入を計画している自己管理目標制度の中で、該当教員に対して博士の学位取得にむけた中期的な研究計画書を提出させ、計画的な学位の取得が可能となるよう支援する。

このような中堅教員及び若手教員の教育面及び研究面に関する育成計画を実施し、本学が定める職位審査基準を満たした者については、適宜学内審査を行ない昇格させることとする。

また、定年年齢に達している者の退職に伴う採用人事については、他の大学等の現任教員を対象として広く候補者を募ることとし、博士の学位、大学等における教育歴、関連看護領域の研究業績を有する教授、または准教授を本学が定める教員採用に係る審査基準に基づく厳格な審査を経て採用する。

6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

看護学研究科看護学専攻修士課程の授業の方法は、知識の理解を目的とする授業科目は、講義による授業形態とし、最新の知見や動向に関する理解を深め、看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究する授業科目は、演習による授業形態としている。

授業ごとの学生数については、いずれの授業科目においても少人数を原則とするとともに、特に、研究指導を行う「看護特別研究」においては、個別指導を中心とする授業運営を行うこ

ととする。

さらに、修了時における学生の質を確保する観点から、予め学生に対して授業における学習目標やその目標を達成するための授業の方法、授業の計画等をシラバスにより明示するとともに、成績評価基準を提示し、これに基づき厳格な評価を行うこととする。

なお、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置計画では、大学院設置基準第14条による教育方法の特例は適用しないが、既に医療機関等において看護実践に携わる有職者を積極的に受入れることから、有職者に対して、以下の配慮を行うこととする。

①修業年限への配慮

修業年限は、原則として2年とするが、3年または4年の間に履修することを可能とする長期履修制度を導入する。(学則案参照)

②学費負担への配慮

長期履修制度を利用した場合、学費については3年または4年の在籍期間に応じて分割納入することを認めることにより、院生の年間の学費負担を抑制することができ、就業しながらでも修学できるよう配慮する。

③履修指導及び研究指導の方法

履修指導及び研究指導は、専任教員が対象学生と相談をしながら、勤務状況や生活実態等に配慮した個別の対応を図ることとする。

④授業の実施方法

授業の実施方法は、個別の状況に応じて、夏季休業期間等を利用した集中講義を開講するなど、履修上の便宜を図ることとする。

⑤その他

図書館や厚生施設の利用方法及び必要な職員の配置等については、個別の状況を踏まえたうえで、十分に配慮した運営を行うこととする。

また、有職者への配慮による専任教員の業務量の負担軽減を図ることから、当該業務負担への配慮として、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置に伴う新規の専任教員1人(准教授1人)を採用する。

(2) 履修指導

看護学研究科看護学専攻修士課程では、授業科目履修、論文作成指導、学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って修士の学位授与へと導いていくため、教育のプロセス管理を重視し、組織的な履修指導体制の整備を図ることとする。

具体的には、入学時のオリエンテーションと前期学期始めの履修ガイダンスに加えて、主指導教員と副指導教員による継続的な個別履修指導を行うとともに、体系的な科目履修を可能とするための典型的な履修モデルの提示による履修指導を行うこととする。(資料9 履修モデル)

(3) 研究指導

看護学研究科看護学専攻修士課程では、研究指導のための授業科目として、「看護特別研究」を配置し、複数の研究指導教員による入学から修了までの継続的な研究指導体制を整えることとしており、学生一人ひとりの研究に対する個別指導を中心として、修士の学位に相応しいレベルの論文作成を行うことができるよう研究指導を行うこととする。

具体的には、入学の際に学生に提出させる「研究計画の概要」に基づき、関連専門分野の研究指導教員による個別の履修相談を行ったうえで、研究科委員会において各学生の主指導教員と副指導教員を決定するとともに、研究指導教員は、個々の学生の関心領域や問題意識を確認しながら、それぞれの研究計画の指導にあたることとする。

また、研究の進捗状況を確認するため、2年次前期末に中間発表を課すこととし、複数の研究指導教員や院生との議論を通して、研究の水準を高めるとともに、最終学年末には、作成した修士論文について、複数の研究指導教員による論文審査及び論文発表会を課すこととしている。

(4) 研究指導スケジュール

研究指導スケジュールについては、入学前の対応として、ホームページや大学院案内において、研究課題や研究指導に関する情報提供を行うとともに、募集要項においては受験前に自己の研究課題等に関する事前相談を行うよう促すこととし、研究指導教員と研究指導補助教員が相談にあたることとする。

研究指導教員については、大学院生の希望を尊重するとともに、入学前の事前相談から入学後のガイダンス及び個別の履修相談を経て提出された研究計画の概要に基づき、研究科委員会において決定する。

入学後、1年前期では、研究計画の概要に関連する論文の検索から文献のクリティーク指導、文献レビューの作成指導を経て、1年前期終了時研究計画の概要に関する報告会を行う。

1年後期では、研究課題の明確化と研究方法の具体化にむけた指導及び研究計画書の作成指導を行うとともに、研究計画書に関する報告会を経て、研究計画書と倫理審査申請書を提出し、1年後期終了時には倫理審査の承認を得る。

なお、1年前期の研究計画の概要に関する報告会及び1年後期の研究計画書に関する報告会は、主指導教員と副指導教員が中心となって、提出された研究計画の概要及び研究計画書により、研究計画全体について説明を求める場としており、研究計画全体が社会的な要請等を反映し、現実性が十分に認められるものであることなどを確認するとともに、研究の質や計画の妥当性から倫理的な側面などについての助言・指導を行うこととしている。

2年前期では、研究計画書に基づく研究の進捗状況を確認するための中間報告会を開催し、研究の問題点や解決の方法及び必要に応じて研究計画書の修正についての助言を行う。

なお、2年前期の中間報告会では、主指導教員と副指導教員が中心となって、研究計画書に基づく研究の進捗状況について確認するとともに、中間報告会の結果を踏まえ、研究の問題点

や解決の方法及び研究計画書の修正などについての助言・指導を行うこととしている。

2年後期では、研究結果の分析から研究成果を論理的かつ系統的に考察させるとともに、修士論文の提出にむけた論文作成についての指導を行う。

なお、研究の水準を高めるとともに、研究の円滑な遂行を図ることから、2年前期の研究計画書に基づく研究の進捗状況を確認するための中間報告会の結果を踏まえ、研究の質や計画の妥当性から倫理的な側面についての助言を行う。

そのうえで、2年後期に修士論文の審査にあたる修士学位論文審査委員会の委員を3名以上選定し、論文審査、論文発表会を経て、合格者に対して学位を授与する。(資料10 研究指導スケジュール)

(5) 学位論文審査体制及び審査基準

学位論文審査体制については、「学位規程」に基づき、学長は学位授与の申請をする者から提出された学位論文の受理の可否並びに審査を研究科委員会に付託することとしており、研究科委員会は、看護学専攻の担当教員のうちから、修士学位論文審査委員会の審査委員として、研究科に所属する論文を指導した教員を除く教授又は准教授のうちから、主査1名と副査2名以上を選任することとしている。主査については、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の教授又は准教授が務めることとし、副査については、幅広い視野から公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能な体制となるよう、学位論文提出者の専門分野以外の教授又は准教授1名以上が加わるることとしている。(資料11 学位規程)

修士学位論文審査委員会は、学位論文の審査、論文発表会等を行うこととしている。

なお、研究科委員会は、学位論文を提出した者に、学位論文発表会を開催し、申請者にその論文内容の報告を求めるとともに、論文要旨の発表後、提出された学位論文及び学位論文審査申請書に基づく、学位論文の内容や関連する専門的事項等に関する口頭試問を行うこととしている。研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき審議し、学位を授与すべきか否かを決議することとしており、学長は、研究科委員会の審議結果に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知することとしている。

修士論文の審査にかかる審査基準を以下の通り定める。

- 1 看護学への貢献が明らかなものであること。
- 2 十分な文献検討によって看護学に関する研究課題を設定している。
- 3 研究目的に整合する適切な研究方法を選択している。
- 4 用いた研究方法に対して倫理的配慮がされている。
- 5 得られた情報や仮定から適切に結論が導かれている。
- 6 明確かつ論理的で一貫性のある論旨が展開されている。
- 7 研究成果において独創性及び発展可能性を有すること。
- 8 論文発表会で成果を発表し、質疑に対応できる。

(6) 研究倫理審査体制

研究倫理審査体制については、「研究倫理規程」に基づき「研究倫理委員会」を置くこととしており、委員は大学院研究科長、学科長、他2名以上とし、倫理指針ガイドライン等に基づき、人を対象とする研究又は人体より採取した材料を用いる研究等においては、科学的な合理性や倫理的な妥当性についての審査を行うこととしている。(資料12 研究倫理規程)

学長は、研究倫理審査体制を構築して、研究倫理委員会に審査を付託し、研究倫理委員会は、当該規程の対象となる事項について、倫理的・社会的観点から審査を行うとともに、実施中の研究に対して必要に応じて調査を行うこととしている。

研究倫理委員会は、審査した研究計画において必要があると認められる際は、研究などに関して適切な指導、助言を行うこととし、委員会は、審査結果である承認、条件付き承認、変更の勧告あるいは不承認について学長に報告することとしている。

学長は、研究倫理委員会の審査結果を受け、確認、決裁の後、研究者に研究倫理審査結果通知書を交付することとしている。

(7) 修了要件

看護学研究科看護学専攻修士課程の修了要件は、体系的に教育の課程を履修し、修了に必要な単位数として、「共通教育科目」の必修科目6科目12単位、「研究科目」の必修科目2科目12単位に加え、専門教育科目2科目6単位(2領域のうち1領域を選択し、当該領域の特論科目1科目2単位及び演習科目1科目4単位)を含む合計30単位以上を取得するとともに、研究指導教員による研究指導を受けて、修士論文を作成し、修士学位論文審査に合格した者に対して「修士(看護学)」の学位を授与する。

その際、授業科目履修、論文作成指導、学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って修士の学位授与へと導くために、教育のプロセス管理を重視する観点から、1年次及び2年次の前期始めに研究計画書提出による研究の質確認を図るとともに、2年次前期末に研究中間発表を課して研究の質向上を図り、学位の質の担保と円滑な学位の授与が可能となるように配慮する。

7. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

看護学研究科看護学専攻修士課程は、基礎となる看護学部看護学科を設置している長野駅東口校地に設置することとしている。

看護学研究科看護学専攻修士課程の設置を計画している長野駅東口校地は、JR長野駅東口(長野県長野市)に隣接しており、JR長野駅から徒歩1分と学生や教職員の通学や通勤のための交通の利便性の高い場所に位置し、校地面積として約1,621㎡を有している。

長野駅東口校地は、事業用定期借地権設定契約により2018年から49年11か月間賃借している。(資料13 事業用定期借地権設定契約公正証書(写)(抜粋))

また、清泉女学院大学の人間学部を設置している上野校地は、校地面積として約 10,761.64 m²を有しており、その内訳は、校舎敷地面積約 5,982.12 m²、運動場面積約 4,779.52 m²となっている。

上野校地の運動施設は、グラウンド、テニスコート、体育館等を備えているとともに、敷地内の空地を利用して、学生が休息するための十分な場所を確保することで、大学教育に相応しいキャンパス環境を整えている。

(2) 校舎等の整備計画

看護学研究科看護学専攻修士課程の設置を計画している長野駅東口校地の校舎等の総面積は約 5,735.31 m²で、大学教育に必要な教室等として、講義室 5 室、演習室 4 室、実習室 5 室、研究室 24 室、共同研究室 2 室、助手室 2 室の他、図書室、非常勤講師控室、学長室、会議室、事務室、学生ラウンジ、学生更衣室、保健室などを整備している。

講義室及び演習室の内訳としては、最大 80 人の収容が可能な大講義室 4 室、40 人の収容が可能な中講義室 1 室、10～20 人の収容が可能な演習室 4 室を整備しており、講義は演習室を中心に行うこととしている。

実習室の内訳としては、室面積約 336.03 m²の基礎・成人看護実習室 1 室、室面積約 116.00 m²の母性・小児看護実習室 1 室、室面積約 446.07 m²の老年・在宅・地域看護実習室 1 室の他、シミュレーション実習室 2 室 (16.09 m²・16.40 m²) を整備している。

看護学研究科看護学専攻修士課程の設置に伴う専任教員の研究室は、教員組織として計画している専任教員に対して、1 室当たり約 20 m²の個人研究室を設けている。

また、設備については、看護教育を実施するために必要となる設備として、教具 3,253 点、校具 3,275 点、備品 228 点を整備しており、看護学研究科看護学専攻修士課程では、これらの施設・設備等を有効的に共用することとしている。

なお、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置に伴い、収容定員 16 人分の大学院生共同研究室 1 室を設けるとともに、共同研究室内の設備として、デスク、ミーティングテーブル、書棚、印刷機などを整備することにより、大学院生の研究環境を整えることとしている。(資料 14 大学院生共同研究室配置図)

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

① 図書等の資料の整備計画

既設の清泉女学院大学の人間学部を設置している上野校地の図書館では、令和 2 年 3 月末現在、約 80,800 冊の図書を所蔵しており、その内訳としては、一般教育図書 76,307 冊 (うち外国書 12,130 冊)、専門図書 4,493 冊 (うち外国書 1,999 冊) を所蔵しているほか、学術雑誌約 213 誌 (うち外国雑誌 95 誌)、電子ジャーナル 11 種 (長野駅東口校地と共用) (うち外国雑誌 4 種)、視聴覚資料約 4,100 点を有している。

また、看護学研究科看護学専攻修士課程の基礎となる看護学部看護学科を設置している長野駅東口校地における図書館では、令和 2 年 3 月末現在、約 4,600 冊の図書を所蔵して

おり、一般教育図書 600 冊（うち外国書 15 冊）、専門図書 4,000 冊（うち外国書 400 冊）、学術雑誌 31 種（うち外国誌 3 種）、電子ジャーナル 11 種（うち外国誌 3 種）、映像資料や CD-ROM 等の視聴覚資料 120 点を整備していることから、これらの図書等を有効的に共用することとしている。

そのうえで、大学院における看護学分野の教育研究を行うために必要な図書等として、専門図書 600 冊（うち外国書 50 冊）、学術雑誌 8 種（うち外国雑誌 3 種）、視聴覚資料 25 点を新規に整備することとしている。

② 図書館の整備状況

既設の清泉女学院大学の上野校地の図書館は、大学（人間学部及び看護学部）及び短期大学全体の収容定員 1,024 人の約 11%にあたる 116 席の閲覧座席数を確保しているとともに、開架式書庫及び閉架式書庫、サービスカウンター、レファレンスカウンター、視聴覚コーナー、ラーニングコモンズエリアなどを整備している。

図書館の機能としては、情報検索用パソコン 19 台、蔵書検索用パソコン 1 台、コピー機 1 台を設置しており、蔵書管理については、図書館システムを導入することにより、パソコンでデータベース化された書誌情報の検索を可能にするとともに、情報検索用パソコンを学内 LAN に接続することにより、インターネット利用を可能としている。

また、日本図書館協会や私立大学図書館協会、長野県図書館協会、信州共同リポジトリへの加盟をはじめ、国立情報学研究所の目録所在情報サービスに加盟するとともに、各種研修会等での情報交換や文献複写、相互貸借等のサービスにおいて、他大学図書館との連携体制を整えている。

また、看護学研究科看護学専攻修士課程の基礎となる看護学部看護学科を設置している長野駅東口校地の図書室は、看護学部の収容定員 304 人の約 10%にあたる 32 席の閲覧座席数を確保しているとともに、開架書架及び閉架書庫、新聞・雑誌コーナー、グループ閲覧室、AV コーナー、リファレンスコーナーなどを設けている。

図書室の機能としては、情報検索用パソコン 5 台、蔵書検索用パソコン 1 台、コピー機 1 台を設置しており、蔵書管理については、図書館システムを導入することにより、データベース化された書誌情報をパソコンやスマートフォンで検索することを可能にしているとともに、長野駅東口校地の図書室と上野校地の図書館を専用回線で常時接続することにより、資料等を横断的に検索できるよう配慮している。

8. 基礎となる学部との関係

看護学研究科看護学専攻修士課程では、学部教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、自ら研究課題を設定し研究活動を展開する能力を身に付けることにより、研究能力を備えた看護職者として、看護実践や看護教育の質の向上に貢献できる中核的な役割を果たす人材を養成することとしている。

このことから、看護学研究科看護学専攻修士課程では、学部教育との専門性と接続性を踏ま

えつつ、人材養成の目的の達成に向けて、個別学問分野を深める専門性が過度に重視されることのないように留意したうえで、学部教育段階で修得した看護実践の基盤となる基本的な看護理論や看護技術に関する知識と能力の習得を前提として、看護学分野に関する高度な知識や能力の習得が可能となるように配慮し、教育研究領域を絞り込んだものとしている。

具体的には、看護学研究科看護学専攻修士課程の基礎となる看護学部看護学科では、看護専門職として必要な知識及び技術と態度を体得させることから、専門教育科目において、「専門基盤」、「専門実践」、「専門総合」の科目群を設けている。

看護学研究科看護学専攻修士課程では、基礎となる学部教育との関係を踏まえ、看護学部看護学科の専門教育科目における科目群を発展させ、「基盤看護学領域」及び「発達・ヘルス支援看護学領域」と「包括ケア看護学領域」の3領域としている。(資料15 基礎となる学部との関係図)

9. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

看護学研究科看護学専攻修士課程では、養成する人材の目的及び教育課程編成・実施の方針を踏まえて、次の通り、入学者受入れの方針を設定する。

- 1) 看護学分野に対する強い興味と関心並びに学習意欲を有している。
- 2) 看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している。
- 3) 物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる。
- 4) 自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる。

(2) 入学者選抜の実施方法

入学者選抜の実施方法としては、看護学研究科看護学専攻修士課程における養成する人材の目的や入学者受入れの方針を踏まえたうえで、教育機会の拡大と多様な学生の受け入れに積極的に対応することから、推薦入学試験及び一般入学試験により選抜することとする。

看護学研究科看護学専攻修士課程における募集人員は、推薦入学試験3人と一般入学試験5人合わせて8人とする。

①推薦入学試験

実施時期：10月中旬（令和2年度は設置認可後の11月中旬を予定）

推薦入学試験は、所属長等の推薦に基づき学力検査を免除し、推薦書、成績証明書及び研究計画書に基づく書面審査に加えて、面接試験を課すことにより、入学者受入れの方針に基づく入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を多面的かつ総合的に評価する。

なお、推薦入学試験の受験資格については、他大学を卒業した者は、当該大学の学長からの推薦、既に看護実践に携わる有職者については、当該所属機関等からの推薦を求めるとし、また、本学の看護学部を卒業した者は、学部長からの推薦を要することとしている。

②一般入学試験

実施時期：前期 1月中旬

後期 2月中旬

一般入学試験は、推薦入学試験とは異なる尺度による受験生の多様な能力を評価することとし、研究計画書に基づく書面審査及び面接試験に加えて、学力試験として英語及び専門分野に関する筆記試験を課すことで、入学者受入れの方針に基づく入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を総合的に評価する。

(3) 入学者選抜の判定方針及び判定基準

看護学研究科看護学専攻修士課程における入学者選抜の判定については、入学者受入れの方針に沿って、次の通り行うこととする。(表1)

- 1) 「看護学分野に対する強い興味と関心並びに学習意欲を有している」ことについては、主に興味・関心・意欲を評価するため、面接試験及び研究計画書において判定する。
- 2) 「看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している」ことについては、主に知識・技能・能力を評価するため、成績証明書又は筆記試験及び面接試験により判定する。
- 3) 「物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる」ことについては、主に主体性・多様性・協働性を評価するため、面接試験により判定する。
- 4) 「自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる」ことについては、主に思考力・判断力・表現力を評価するため、面接試験及び研究計画書により判定する。

表1 入学者受入れの方針(下表「AP」)と入学試験項目の関連

AP	APに係る評価項目	入学試験の項目	
		推薦入学試験	一般入学試験
看護学分野に対する強い興味と関心並びに学習意欲を有している。	興味・関心・意欲	面接試験(推薦書を含む) 研究計画書	面接試験 研究計画書
看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している。	知識・技能・能力	成績証明書 面接試験(推薦書を含む)	筆記試験 面接試験
物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる。	主体性・多様性・協働性	面接試験(推薦書を含む)	面接試験
自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる。	思考力・判断力・表現力	面接試験(推薦書を含む) 研究計画書	面接試験 研究計画書

また、判定基準は次によるものとする

1) 推薦入学試験判定基準

- ①推薦書については、入学希望者の人柄と長所や特徴及び学業成績や学習態度などについて評価するとともに、面接審査の資料として用いる。

- ②成績証明書については、本研究科での学修に必要となる基礎学力及び看護学分野に関する専門的な知識や能力などについて評価する。
- ③研究計画書については、入学後の研究目的や研究内容及び問題意識が明確であることなど、研究計画書全体について評価する。
- ④面接審査については、複数の入試委員により、志望動機、興味・関心、学修意欲、自分の考えや意見が明確であることなどについて評価する。

2) 一般入学試験判定基準

- ①外国語については、本研究科での学修に必要となる英語力について評価するとともに、英文読解に関する能力について評価する。
- ②専門分野に関する筆記試験については、本研究科での学修に必要となる看護学分野全体及び研究計画に即した看護学領域に関する知識について評価する。
- ③研究計画書については、入学後の研究目的や研究内容及び問題意識が明確であることなど、研究計画書全体について評価する。
- ④面接審査については、複数の入試委員により、志望動機、興味・関心、学修意欲、自分の考えや意見が明確であることなどについて評価する。

10. 管理運営

(1) 研究科委員会

研究科委員会は、専任の教授、准教授、講師及び助教で構成し、大学院における教育及び研究に関する重要事項を審議するとともに、その円滑な遂行を図ることを目的としており、学長が招集して、原則毎月1回定例で開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

なお、研究科委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ①学生の入学及び修了に関すること
- ②学位の授与に関すること
- ③教育課程の編成・実施に関すること
- ④学生の懲戒に関すること

(2) 研究科運営会議

研究科運営会議は、議長のもとに、大学院の運営事項を審議するために設置することとし、審議事項は、①研究科委員会の審議事項に関する事項、②大学院の教育研究に関する事項、③大学院の管理運営に関する事項、④学部その他の機関との連絡調整に関する事項、⑤その他重要事項とする。

構成員は、研究科長、学部長、学科長、教務委員長、事務局長、及び経営企画室長とし、原則として毎月1回定例で開催する。

(3) 教授会以外の委員会

大学院の円滑な管理運営を図るために、教務委員会、入試実施委員会、教学マネジメント会議、自己評価委員会等の各種委員会を設置する。

各委員会の構成員は、専任教員及び事務職員により構成することとし、各委員会規程に基づき定期的に開催する。

1.1. 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の基本方針

清泉女学院大学大学院では、研究科の目的に即した教育研究活動の状況を点検・評価する専門分野別の自己点検・評価を促進していくことが重要であることを踏まえたうえで、適切な点検・評価の項目を設定することとし、点検・評価結果については、積極的に社会に公表し、社会の評価を受けることを通して、教育内容や方法の継続的な見直しや改善を図ることにより、自らの教育研究水準の一層の向上に努めるとともに、これらの効果を確かなものとするために、当該点検・評価結果について、第三者による外部検証を行うこととする。

(2) 公表及び評価項目

自己点検・評価の結果は、積極的に社会に公表し、社会の評価を受けることを通して、教育内容や方法の継続的な見直しや改善を図ることにより、自らの教育研究水準の一層の向上に努めていくとともに、これらの効果を一層確かなものとするために、自己点検・評価の結果及び設定した目標の達成状況と課題について外部による検証を行うこととしている。

また、本学では、教育研究活動の状況を目的に即して、かつ網羅的に点検・評価することが重要であることから、自己点検・評価の項目については、大学基準協会の項目を中心に①理念・目的、②内部質保証、③教育研究組織、④教育課程・学習成果、⑤学生の受け入れ、⑥教員・教員組織、⑦学生支援、⑧教育研究等環境、⑨社会連携・社会貢献、⑩大学運営・財務の視点を重視した設定としている。(資料16 自己点検及び自己評価規程)

(3) 自己点検・評価の実施体制

自己点検・評価は、全教職員により全学的に取り組むことを基本とし、自己点検及び自己評価規程に基づく自己評価委員会を設置することとし、委員長を学長が指名し組織的に実施している。委員会は、研究科長、FD委員長、教務委員長、事務局長、経営企画室長等で構成し、当該委員会の統括のもとに、全部署・委員会が連携協力して自己点検・評価を実施していくこととしている。

本学では、自主性と自律性のもとに、継続性と改革性、客観性の観点から、自己点検・評価を実施することができる評価体制の整備をめざすとともに、点検評価により課題を認識し、中期的な目標設定と具体的な計画策定を行い、その達成状況の評価及び評価結果の活用が可能となるシステムの構築を進める。

12. 情報の公表

(1) 実施方法

大学等における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的について、学則及び規則等の適切な形式により定め、これを広く社会に公表するとともに、教育研究活動等の状況など大学に関する情報全般について、インターネット上のホームページや大学案内などの刊行物への掲載、その他広く一般に周知を図ることができる方法により積極的に提供する。

特に、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表することとし、その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意することとしている。

教育情報の公表については、そのための適切な体制を整えたうえで、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うこととしている。掲載予定のホームページのアドレスは、

清泉女学院大学 情報公開ページ <http://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/>

検索方法については、「トップ>大学案内>大学の取り組み>情報の公開」により検索することができるように準備することとしている。

(2) 実施項目

次の教育研究活動等の状況についての情報を公表する。

- ①大学の教育研究上の目的に関すること。
- ②教育研究上の基本組織に関すること。
- ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ④入学者受入れの方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- ⑧授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること。
- ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- ⑩その他の関連する情報
 - ・教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
 - ・学則等各種規程
 - ・設置認可申請書
 - ・設置届出書
 - ・設置計画履行状況等報告書
 - ・自己点検・評価報告書
 - ・認証評価の結果

(3) 公表内容

教育研究活動等の状況についての情報を公表するに際しては、以下の点に留意したうえで
行うこととする。

- ①大学の教育研究上の目的に関する情報については、学部、学科又は課程等ごとに、それぞれ
定めた目的を公表する。
- ②教育研究上の基本組織に関する情報については、学部、学科又は課程等の名称を明らかに
する。
- ③教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的
な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにする。
- ④教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することとし、法令
上必要な専任教員数を確保していることや男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明
らかにする。
- ⑤各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明ら
かにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該
教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意したうえ
で公表する。
- ⑥入学者受入れの方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した
者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する情報について
は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表する。
- ⑦授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する情報については、教育課
程の体系性を明らかにする観点に留意するとともに、年間の授業計画については、シラバ
スや年間授業計画の概要を活用する。
- ⑧学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報について
は、必修科目、選択科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情
報を明らかにする。
- ⑨校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する情報については、学生
生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのた
めに用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ
明らかにする。
- ⑩授業料、入学科その他の大学が徴収する費用に関する情報については、寄宿舍や学生寮等
の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明ら
かにする。
- ⑪大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報については、
留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明ら
かにする。

1 3. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修

①実施体制

教育内容等の改善のための組織的な研修等の取組みについては、「看護学研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を制定するとともに、当該委員会規程に基づき、専任教員で構成される「ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）委員会」を設置し、授業方法の開発と改善を図るための計画の立案と実施の推進を図ることとする。

（資料17 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程）

②実施内容

教育内容等の改善のための組織的な研修等の実施内容については、以下に掲げる項目による取り組みを行う。

- 1) シラバスの記載項目や記載内容、記載方法などに関する研究会を開催し規則を整備するとともに、個別教員に対する記載指導を実施する。
- 2) 教員と学生による授業アンケート調査を実施するとともに、評価結果に基づき、各教員が授業の内容や方法の改善に役立てるための研究会を実施する。
- 3) 授業科目の位置付けや到達目標、他の授業科目の内容や範囲などの接続関係について教員の相互理解を図るための研修会を実施する。
- 4) 授業科目ごとの教育目標を効果的に達成するためのオリジナルの教科書や教材を開発するための研修会を実施する。
- 5) 他の教員の授業を参観して、自らの授業の内容及び方法の改善に役立てるための教員相互の授業参観を実施する。
- 6) 授業技術や教材開発に関する定期的な研究会と研究成果の発表会を開催するとともに、授業公開の一環として報告書を作成する。

(2) 大学職員に必要な知識・技能の習得させるための研修等

①実施体制

本学における管理運営に必要な教職員への研修等の取組みについては、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図ることを目的として、「清泉女学院大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」を制定し、知識・技能の習得及び能力・資質の向上のための活動を推進することとしている。

事務職員に対する研修等は、総務部及びスタッフ・ディベロップメント（以下、「SD」という。）委員会が中心となり、教員に対する研修等はFD委員会が中心となって行うこととしている。SD委員会が主催する研修やFD委員会が主催する研修については、職員及び教員相互に積極的に参加することとしている。（資料18 スタッフ・ディベロップメント委員会規程）

②実施内容

具体的な研修等の活動については、以下に掲げる項目により行う。

- 1) 大学等の管理運営及び教育研究支援に必要な知識及び技能を身に付け、校務運営を担う、企画力、実践力のある職員の育成に関すること。
- 2) 建学の精神、教育目標の理解を進め、本学のめざす方向性を十分認識した職員の育成に関すること。
- 3) 目標管理制度の内容のレベルアップを図り、個々人の企画力、課題解決力をアップさせる目標管理制度の定着に関すること。
- 4) 学生の人間形成を図るために行われる正課外の諸活動における様々な指導、援助等の研修に関すること。
- 5) 大学組織における業務の見直しやマニュアルの整備に関すること。
- 6) 事務レベルの向上を図り、事務ミスのない仕組み作り等に関すること。
- 7) その他SD活動として必要と認める事項。

なお、研修会等については、外部団体が主催して行う「学外研修会等」と大学等が独自に企画して開催する「学内研修会等」に大別し、研修会等を学内外の階層別、目的別、業務別等に区分して実施することとしている。

設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

- 資料 1 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告（抜粋）
- 資料 2 ①長野県地域医療構想（抜粋）
②第 2 期信州保健医療総合計画（抜粋）
- 資料 3 大学院の設置等に係る長野市からの賛同の書面
- 資料 4 長野県看護協会要望書
- 資料 5 人材需要に関するアンケート調査結果（抜粋）
- 資料 6 学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針及び科目との関係図
- 資料 7 専任教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第 3 号（その 3））
- 資料 8 特任教員就業規程
- 資料 9 履修モデル
- 資料 10 研究指導スケジュール
- 資料 1 1 学位規程
- 資料 1 2 研究倫理規程
- 資料 1 3 事業用定期借地権設定契約公正証書（写）（抜粋）
- 資料 1 4 大学院生共同研究室配置図
- 資料 1 5 基礎となる学部との関係図
- 資料 1 6 自己点検及び自己評価規程
- 資料 1 7 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 資料 1 8 スタッフ・ディベロップメント委員会規程

**大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会
最終報告（抜粋）**

平成 23 年 3 月 11 日

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会

目 次

はじめに	1
1. 大学における看護学教育の現状認識	2
(1) 学士課程における看護系人材養成の現状	2
(2) 大学院における看護系人材養成の現状	4
(3) 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正	6
2. 今後の大学における看護系人材養成の在り方	7
(1) 学士課程における看護系人材養成の基本方針	7
(2) 大学院における看護系人材養成の基本方針	9
(3) 保健師及び助産師教育の充実方策について	9
3. 大学における看護学教育の質保証について	11
1) 学士課程教育においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標の策定	11
(1) 看護実践能力の定義と卒業時到達目標	13
(2) 看護実践能力の育成について	14
2) 学位課程における教育の質保証について	15
3) 修士課程等において保健師・助産師養成を行う場合の質保証について	16
4. 今後の検討課題	17
1) 教育の充実に向けた課題	17
2) 看護学教育の質保証の推進	19
添付資料1 学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標	21
添付資料2 学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標－教育内容と学習成果－	29
参考資料	43

(2) 大学院における看護系人材養成の基本方針

<大学院教育の方向性>

中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」（平成17年9月）では、今後の大学院教育の基本的な考え方を、①大学院教育の実質化、②国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくこととしている。そして、教育の在り方としては、学部段階における教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための、深い知的学識を涵養する教育を行うことを基本としている。

<大学院における看護系人材養成の目指すもの>

こうした大学院教育の基本的考え方を前提に、看護系大学院における人材養成においては、看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者の養成、学士課程では養成困難な、特定領域の高度専門職業人や、保健、医療、福祉等に携わる専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材の養成を目指す。

さらに、今後の看護ニーズの一層の拡大に対応するため、それぞれの大学院は教員の業務量に十分配慮しながら、社会人等の受入れ体制を整備しておくことが望ましい。

修士課程の課程数が充実してきたことや学生の多様化が進んでいること等を踏まえ、各大学院においては、社会のニーズや自大学院の教育資源に基づき、養成する人材像を一層明確化することを通じて、主体的に機能分化を図っていくことが望ましい。

(3) 保健師及び助産師教育の充実方策について

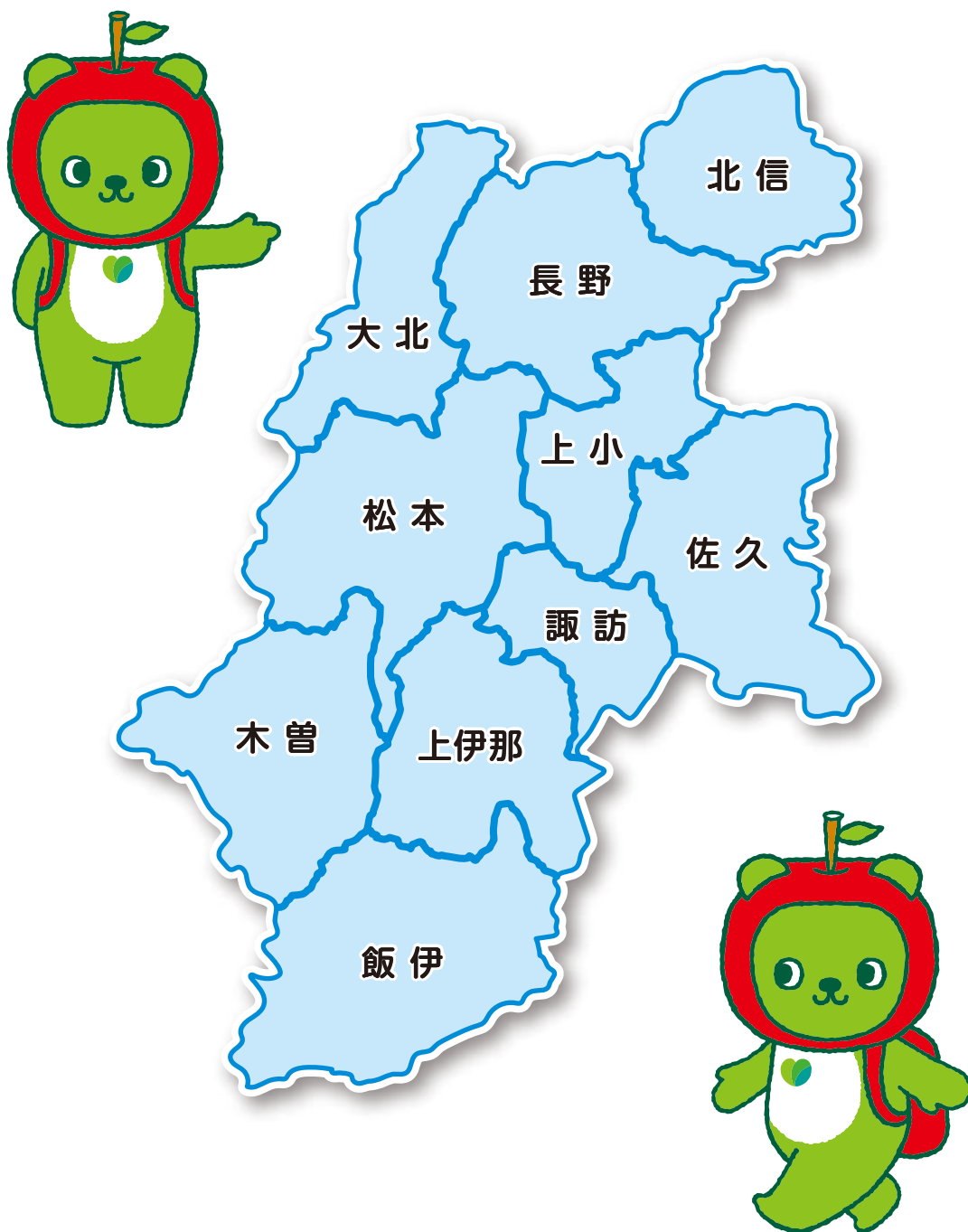
<保健師教育の充実>

これまで、保健師教育は学士課程で学ぶすべての学生が履修してきた。

しかしながら今日、健康危機管理や児童虐待の予防、自殺対策など複雑な健康課題が顕在化するなかで、こうした課題の予防・解決に一定の役割を果たしてきた家族機能や地域

長野県地域医療構想

(抜粋)



平成29年3月

長野県

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

長野県地域医療構想

目 次

はじめに	1
1. 地域医療構想策定の背景	1
2. 地域医療構想策定の意義	1
3. 病床数の必要量の推計値に関する留意点	1
第1節 地域医療構想の基本的事項	2
1. 地域医療構想の位置付け	2
2. 地域医療構想に記載する内容	2
第2節 長野県の概況	3
1. 長野県の人口推移と医療需要推移の見込み	3
(1) 長野県の人口	3
(2) 医療需要の推移の見込み	4
2. 医療提供体制等の現状	5
(1) 病床数の状況	5
(2) 医療従事者の状況	6
(3) 入院医療機関（一般病床・療養病床）の分布状況	7
(4) 救急医療の状況	11
3. 二次医療圏間の入院患者の流出入の状況（2013年度）	13
4. 医療費と介護費の全国比較（65歳以上）	14
5. 在宅医療提供体制の状況	16
(1) 二次医療圏ごとの在宅医療（訪問診療・往診）実施状況	16
(2) 在宅医療を実施していない理由	16
(3) 医療機関による訪問看護の実施状況	17
(4) 在宅にて対応可能な疾患	17
(5) 在宅にて対応可能な主な診療内容	17
6. 高齢者向け施設の整備状況	18
第3節 2025年度における医療需要と病床数の必要量等の推計	19
1. 病床数の必要量の推計値が持つ意義	19
2. 構想区域の設定	19
3. 構想区域における将来の医療需要と病床数の必要量の推計	19
(1) 推計方法の根拠	19
(2) 将来の医療需要及び病床数の必要量の推計手順	20
(3) 病床の機能区分	20
(4) 慢性期の推計	21
(5) 医療需要推計値の都道府県間調整	27
(6) 2025年度における病床数の必要量の推計	27
(7) 2025年度以降の将来に向けた病床数の必要量の推計	30
(8) 2015年度病床機能報告と2025年度の病床数の必要量推計値との比較	31
(9) 2025年度における在宅医療等の必要量の推計	32

第4節 構想区域ごとの概況	33
佐久構想区域	34
上小構想区域	36
諏訪構想区域	38
上伊那構想区域	40
飯伊構想区域	42
木曾構想区域	44
松本構想区域	46
大北構想区域	48
長野構想区域	50
北信構想区域	52
第5節 将来の医療提供体制を実現するための施策	54
1. 施策の基本方針	54
2. 現状・課題と施策の方向性	54
(1) 病床機能の分化・連携	54
(2) 在宅医療等の体制整備	56
(3) 医療従事者・介護人材の確保・養成	60
第6節 地域医療構想の推進・見直し	62
1. 推進体制	62
2. 関係機関などに期待される役割	62
3. 地域医療構想の見直し	62
地域医療構想の策定経過	63
長野県医療審議会地域医療構想策定委員会委員名簿	65
地域医療構想調整会議委員名簿	66

第5節 将来の医療提供体制を実現するための施策

1. 施策の基本方針

これまでに述べた長野県の状況及び現行の第6次保健医療計画を踏まえ、地域医療構想における施策の基本方針を以下のとおりとして、将来の医療提供体制の実現に向けて取り組めます。

○医療提供体制の充実・強化

- ・医療機能の適切な分化と連携を進め、構想区域全体で医療を支える体制の構築を目指します。
- ・必要に応じ、他の区域との連携を図り、県民が安全かつ効率的で質の高い医療サービスを受容できる体制を目指します。

○医療と介護との連携

- ・社会全体の変化に対応し、医療・介護が相互に連携した切れ目のない医療提供体制を目指します。

2. 現状・課題と施策の方向性

(1) 病床機能の分化・連携

ア 医療機関の連携体制の構築

現状と課題

- 限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を実現するためには、圏域内外の医療機関が連携を図り、急性期から回復期を経て慢性期に至るまで、切れ目なく必要な医療を提供する体制を整備することが必要となっています。
- 信州大学医学部附属病院や県立こども病院等が担っている全県を対象とした3次医療については、今後とも維持・充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

- 専門的な治療を必要とする疾病等については、全県及び隣接する医療圏との連携体制の強化を図ります。
- 患者の状態に応じた適切な救急医療を提供するため、必要に応じてより高度・専門的な救急医療機関へ速やかに紹介できる連携体制の構築、脳卒中・心筋梗塞・重症外傷等のそれぞれの疾患に応じた医療体制の整備等に取り組めます。
- 救命期を脱した後、重度の合併症や後遺症のある患者が救急医療施設から適切な医療機関に転院できる体制や、介護施設・在宅で療養を行う際に医療及び介護サービスが相互に連携できる体制を整備します。
- 病院への患者の集中を防ぐため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及を推進します。
- 病院間及び病診連携の強化を図るため、ICTを活用したネットワークシステムによる診療情報の共有化を促進します。

主な取組

- 医療機関の連携を支援するため、5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医

療について、急性期や回復期などの機能を担う具体的な医療機関名を記載した機能別医療機関一覧を作成し、毎年、最新の状況を公表します。

- 地域連携クリティカルパスの活用などにより、急性期、回復期、慢性期といった患者の病態変化に応じ、より適した医療が受けられるよう、医療機関相互の連携強化を推進します。
- 現状で地域がん診療連携拠点病院のない上小、木曾、大北及び北信医療圏において、集学的治療（チーム医療）等が提供できるよう、地域がん診療連携拠点病院の指定への努力に加え、他の医療圏との連携などを支援します。
- 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及びそれに準ずる施設の運営を支援し、周産期医療体制の確保に努めます。
- ドクターヘリ等のより効率的な活用を図るため、ドクターヘリ運航調整委員会において運用体制を検討します。
- 適切な救命救急医療（3次救急医療）体制を確保するため、救命救急センターの運営を支援するとともに、必要な施設・設備の整備を支援します。
- 県民に対して、身近な診療所をかかりつけ医・かかりつけ歯科医とすることや適切な受療行動をとることについて普及啓発を行うとともに、ながの医療情報ネットにより診療情報等を提供します。
- 医療機関における電子カルテの導入や医療機関相互の情報を共有するシステムの構築など、ICTを活用した連携を促進します。

イ 地域で不足する病床機能の充実

現状と課題

- 本県はこれまで、平均寿命が長い一方で1人当たり医療費が低いという、健康長寿と医療費との高いバランスを実現してきましたが、高齢化の進展により慢性疾患を中心とする医療ニーズの増大が見込まれるため、患者の需要に応じた適切な医療が提供できるような病床機能へ転換していく必要があります。

施策の方向性

- 市町村や医療関係者等と地域の病床構成の情報などを共有します。
- 病床機能分化・連携や地域で不足する回復期機能などの病床機能への転換に向けた関係者の自主的な取組を支援します。

主な取組

- 医療機関の自主的な取組の検討に資するため、病床機能報告やDPCデータ等を活用して地域の現状を分析し、地域医療構想調整会議等を通じて提供する方策を検討します。
- 地域で不足する病床機能への転換及び必要な設備等の充実強化に向け、地域医療介護総合確保基金を活用し積極的に支援します。

(2) 在宅医療等の体制整備

ア 地域包括ケア体制の構築

現状と課題

- 高齢者の多くが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けたいと考えている中、身近な生活圏域で様々な主体により高齢者を支えることのできる地域包括ケア体制を構築していくことが求められています。

施策の方向性

- 医療・介護・福祉の専門職や関係機関が相互に連携するとともに、近隣住民やNPO等による独自の活動も含め、医療・介護・生活支援等の各サービスが切れ目なく提供されることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を目指します。

主な取組

- すべての日常生活圏域で地域ケア会議が設置されるよう、運営のアドバイスをを行う支援員、弁護士や理学療法士など専門職の派遣、市町村職員等に対する実践的な研修などを行います。
- 高齢者のニーズや地域の実情に応じて、訪問看護・通所介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護など必要な在宅介護サービスを確保する市町村の取組を支援します。
- 多様な主体による通院、買物支援、配食等の生活支援サービスの充実に向けて、先行事例の紹介や市町村と事業者のマッチングなど市町村の取組を支援します。
- 市町村が推進する認知症の早期発見・早期対応や切れ目のない適切な支援が提供できる体制の整備・充実を図るため、研修等による人材育成・資質向上、情報の提供、医療体制の整備などの支援を行います。
- 各地域における地域包括ケア体制構築の進捗状況が明確になるよう、構築状況の可視化に取り組みます。

イ 多様な住まいの整備

現状と課題

- 高齢化に伴い、高齢世帯や単身世帯の増加が見込まれることから、介護保険施設のほか、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など、多様な種類の高齢者向け住まいの整備を促進する必要があります。
- 2017年度（平成29年度）末で廃止が予定されている介護療養病床と看護職員配置25:1の医療療養病床については、受け皿として新たな施設系サービス等への移行が国において検討されています。

施策の方向性

- 介護保険施設のほか多様な種類の高齢者向け住まいについて、中長期的な将来の利用見込みに配慮しながら整備を進めます。
- 療養病床から新たな施設系サービス等への移行については、構想区域の実情やそれに基づく自治体の要望及び国の制度改正を踏まえ、円滑に進むよう医療機関の自主的な取組を支援します。

主な取組

- 特別養護老人ホーム等介護保険施設については、施設サービスと在宅サービスのバランスに配慮しながら、圏域ごとのサービス見込量に基づいて策定した高齢者プランや市町村介護保険事業計画に基づく計画的な整備を支援します。

- 高齢者が多様な住まい方を選択できるよう、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向けの住まいの整備を促進します。

ウ 医療と介護との連携

現状と課題

- 近年、在宅療養を選択する人工呼吸器を装着した患者や何らかの医療処置を必要とする患者が増えてきたことから、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援や介護との連携の重要性が高まっています。

施策の方向性

- 可能な限り、住み慣れた地域で療養生活が送れるよう、入院患者への退院支援から退院後の日常療養支援、在宅療養患者の症状が急変した時の対応、人生の最終段階（終末期）の看取りまで、医療機関や地域包括支援センター等、医療従事者と介護従事者が連携して、患者や家族を支援していく体制の構築を目指します。

主な取組

- 二次医療圏ごとに設置した、病院、診療所、介護、市町村等関係者による協議の場を活用し、入退院時の情報共有の仕組みの策定・運用や在宅医療・介護連携の相談支援体制の整備などを進めます。
- 市町村、医療・介護関係機関等と連携し、地域の医療・介護資源の把握・情報発信や、医療・介護関係者の研修など在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。
- 在宅や介護施設等で医療を受けている方の病状変化や介護の情報を、医療・介護関係者や家族が共有するためのシステム構築を支援します。

エ 在宅医療等提供体制の整備

(7) 医療・看護

現状と課題

- 在宅医療等のニーズは、2025年度（平成37年度）には2013年度（平成25年度）に比べて、全県で約2割程度増加すると見込まれます。
- 在宅医療や介護に重要な役割を果たす訪問看護の提供体制をみると、訪問看護ステーション数は県全体では2012年度（平成24年度）の140か所から2016年度（平成28年度）は162か所へと増加していますが、一部の構想区域では横ばいの地域もみられます。一方、訪問看護師数は多くの構想区域で増加していますが、北信区域で減少しています。

【訪問看護ステーション数、訪問看護師数の推移】

（上段：訪問看護ステーション数(か所)、下段：訪問看護師数(人)）

	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信	県計
平成24年度 (2012)	21 119	20 104	10 58	10 51	10 59	2 7	31 203	7 28	23 111	6 41	140 781
平成28年度 (2016)	25 130	22 122	11 74	12 69	11 71	2 8	39 218	7 38	26 173	7 31	162 934

（介護支援課調べ）

施策の方向性

- 24 時間体制で、ターミナルケアを含む看取りを実施する医療機関や訪問看護ステーション等の充実を図ります。
- 医師、歯科医師、看護師、薬剤師、歯科衛生士、理学療法士、管理栄養士、介護支援専門員等の多職種の専門性を尊重したチーム医療により、必要な医療・介護サービスが受けられる体制の構築を目指します。

主な取組

- 自ら 24 時間対応の在宅医療を提供しつつ、他の医療機関や医療・介護の現場での多職種連携の支援を行う在宅医療支援病院・診療所の整備を支援します。
- 公益社団法人長野県看護協会と連携し、訪問看護に携わる看護職の確保、訪問看護事業所の運営等に関する体制強化への支援、訪問看護に関する専門研修を実施します。

(イ) 歯科

現状と課題

- 口腔機能の低下や誤嚥性肺炎の予防のためには、在宅療養者への訪問歯科診療や専門的口腔ケアを実施する体制の整備が必要です。

施策の方向性

- 医療・福祉関係者との連携強化を図り、口腔ケア等訪問歯科診療を必要とする在宅療養患者がサービスを適切に受けられる環境の整備を促進します。

主な取組

- 一般社団法人長野県歯科医師会に委託して設置している長野県在宅歯科医療連携室において、県民を対象に訪問歯科診療に関する相談や必要に応じて在宅歯科医療を実施している歯科医院との橋渡しを行います。

(ウ) 医薬

現状と課題

- 医薬分業は進んできていますが、患者本位の医薬分業を実現するためには、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導などを充実させる必要があります。
- 薬剤師の在宅医療に対応する資質の不足や薬局の体制の不備等から、実際に在宅医療へ参画している薬局・薬剤師は多くありません。

施策の方向性

- 患者本位の医薬分業を目指して、すべての薬局が患者の服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導が実施できる「かかりつけ薬局」になるよう推進します。

主な取組

- 薬剤師会等関係団体と連携し、訪問薬剤管理指導業務に係る研修を実施するなど、薬局・薬剤師が在宅医療に参画するための体制づくりに取り組みます。

(I) 栄養

現状と課題

- 地域の高齢者や在宅療養者等が健康・栄養状態を適切に保つためには、医療・介護関係施設と住まいをできるだけ切れ目なくつなぐことができる、食事・栄養等に関する支援が必要です。
- 療養者に対する食事・栄養支援を行う人材は不足しており、訪問栄養指導等を行う医療機関等は多くありません。

施策の方向性

- 地域における介護予防の取組の充実とともに、多職種連携による食事・栄養の支援ができる体制を目指します。

主な取組

- 栄養士会等関係団体と連携し、在宅療養者等に対する訪問による栄養・食事指導ができる人材育成等に取り組みます。

オ 県民の理解促進

現状と課題

- 県民の中には、在宅医療についての知識が少なく、仮に知っていたとしてもどのような在宅医療がどの程度受けられるのかわからない方も多いなど、県民の在宅医療についての情報が不足しています。

施策の方向性

- 県民が知りたい在宅医療の情報（受けられる支援の内容、かかりつけ医のメリット、急変時の対応）等の周知を図ります。

主な取組

- 県民が在宅医療を主体的に選択できるよう、県がホームページに開設している「ながの医療情報ネット」などを通じ、在宅医療に関わる医療機関等の情報を提供します。
- 在宅医療を含めた地域における医療提供体制の課題等について県民に広く理解していただくため、地域医療構想調整会議で行われている議論の内容等をホームページに掲載し情報を提供します。
- 在宅医療や人生の最終段階における医療（終末期医療）・看取りのあり方等について、医師会や医療機関等が行う県民への普及啓発の取組を支援します。

(3) 医療従事者・介護人材の確保・養成

ア 医療従事者

現状と課題

- 2014年（平成26年）末現在、本県の人口10万人当たり医療施設従事医師数は、全国平均を下回っています。また、人口10万人当たり看護職員の県内就業者数は、保健師、助産師、看護師は全国平均より高い状況ですが、准看護師は下回っています。医療機関における短時間勤務の増加、夜勤者の確保が困難なことや、保健師の確保が困難な小規模町村があるなど、今後とも人材確保と定着を図ることが課題となっています。（6ページ参照）
- 回復期機能と関係の深い理学療法士（PT）、作業療法士（OT）の実態について、2014年（平成26年）末現在の長野県における人口10万人当たりの従事者数は、理学療法士が68.7人、作業療法士が43.2人となっており、双方とも全国平均を上回っています。今後、回復期機能の病床の充実が求められていることから、引き続き確保・養成を図ることが重要です。
- 医学、医療技術の進歩に伴い、保健医療サービスの範囲が拡大するとともに、内容の専門化が進んでいるため、医療従事者の高度な専門知識や技術の研修、養成体制整備が求められます。

【病院・診療所における理学療法士、作業療法士の従事者数の推移】

（単位：人）

区分	理学療法士				作業療法士			
	長野県		全国		長野県		全国	
	従事者数 [常勤換算]	人口 10万対	従事者数 [常勤換算]	人口 10万対	従事者数 [常勤換算]	人口 10万対	従事者数 [常勤換算]	人口 10万対
平成20年	828	38.1	45,358	35.5	565	26.0	26,261	20.6
平成23年	1,132	52.9	61,621	48.2	757	35.8	35,427	27.7
平成26年	1,450	68.7	77,138	60.7	912	43.2	42,136	33.2

注)介護サービス事業所従事者は含まない。

（厚生労働省「医療施設調査・病院報告」）

施策の方向性

- 身近な地域で安心して医療を受けることができるよう、即戦力医師の確保を図るとともに、医師の育成を進めるなど、医師の絶対数の確保を図ります。
- 看護職員の新規養成への支援、資質の向上・離職防止、再就業促進を図ります。
- 歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、理学療法士、作業療法士などの人材の確保や資質の向上を図ります。

主な取組

- 長野県ドクターバンク事業や医師研究資金貸与事業、臨床研修医研修資金貸与事業等の活用により即戦力医師の確保を図ります。
- 将来、地域医療の現場で活躍する人材を育成するため、医学生修学資金貸与者に対するキャリア形成支援を行い、地域の医療状況等を踏まえた勤務先の指定を行います。
- 医師の絶対数を確保するため、臨床研修病院合同説明会などを開催します。
- 離職防止や人材確保を図るため、長野県医療勤務環境改善支援センターを活用し、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関を支援します。

- 長野県看護大学において、看護の専門性に基づいた知識と卓越した看護実践能力を習得したリーダーの育成及び優れた知識と熟練した看護技術を持つ認定看護師の養成を図ります。
- 新規看護師養成数の確保を図るため、民間看護師等養成所の運営費に対して補助を行うとともに、新人研修を実施する医療機関の研修経費に対して支援します。
- 長野県ナースセンター事業（ナースバンク事業、看護学生向けU・Iターン事業等）や看護職員修学資金の活用により、中小規模の医療機関への看護職の確保や町村等への保健師の確保などを図ります。
- 在宅医療の中で大きな役割を果たす訪問看護師の確保・資質向上を図るため、訪問看護師専門研修に参加しやすい環境を整えます。
- 薬剤師や歯科衛生士等の医療従事者について、養成施設における教育の充実が図られるよう、必要により関係機関と協力し適切な運営を指導します。
- 医療従事者の資質向上のため、各職種の関係団体が実施する知識・技能の向上を目指した学術研究会・研修会を支援します。

イ 介護従事者

現状と課題

- 2014年（平成26年）に介護現場で働く介護職員数は3.4万人（推計）ですが、介護サービスの利用者の増加が見込まれる中、2025年（平成37年）には1.2万人多い、約4.6万人が必要になると推計されています。
- 病院から在宅等への移行を進めるには、経管栄養や痰の吸引など医療的ケアが必要になる患者の受け入れ体制整備のための介護職員の教育が必要です。

施策の方向性

- 介護従事者の資質向上、キャリア形成等を通じて、介護分野の人材確保・職場定着を図ります。

主な取組

- 求人求職のマッチングや資格取得費用の助成により多様な人材の入職を促進します。
- 職場定着（離職防止）を図るため、福祉職員生涯研修等の実施による資質向上や、キャリアパス構築等の支援による労働環境・処遇改善に取り組みます。
- 介護職員が喀痰吸引・経管栄養などの医療的ケアを安全かつ適切に提供するための研修の実施などにより、介護施設等での安全な体制づくりを進めます。

第 2 期

信州保健医療総合計画

～「健康長寿」世界一を目指して～

平成 30 年 (2018 年) 3 月
長 野 県

第1編

計画の基本的事項

第3節 計画期間

医療法第30条の6第2項等に基づき、平成30年度（2018年度）を初年度とし、2023年度までの6年間とします。

第4節 推進体制とそれぞれの役割

1 推進体制

本計画を推進するに当たっては、県が主体的に推進していくほか、市町村、医療機関、医療従事者、保健・医療関係団体、そして県民も推進主体として積極的に参加することが必要です。

（1）全県的な推進体制

本計画を推進するためには、市町村、医療機関、医療従事者、保健関係者、医療保険者、関係団体、事業主が、それぞれの役割のもと、協働する必要があります。

そのために、以下の組織を通じて十分な意思疎通を図っていくとともに、県民の積極的な参加のもと、一体となって計画を推進します。

- ・長野県医療審議会
- ・長野県地域医療対策協議会
- ・長野県健康づくり推進県民会議
- ・長野県災害・救急医療体制検討協議会
- ・長野県がん対策推進協議会
- ・長野県歯科保健推進県民会議
- ・長野県アルコール健康障害対策推進会議
- ・長野県感染症対策協議会
- ・長野県ウイルス肝炎診療協議会

（2）二次医療圏における推進体制

地域における医療提供体制の構築が重要な課題となっていることから、二次医療圏ごとに設置した地域医療構想調整会議等を活用し、医療機関や医療関係団体等とともに、医療連携体制の構築を推進します。

2 それぞれの機関に求められる役割

（1）県

- ・ 計画の推進のため、保健医療の分野だけではなく、福祉や教育など幅広い分野との一層の連携体制を構築し、広域的視点に立って、総合的に保健医療施策を推進します。
- ・ 平成30年（2018年）4月から市町村とともに国民健康保険の保険者となることから、県民の健康づくりを市町村とより一層協働して進めます。

- ・ 医師、看護師等の医療従事者の確保など、個々の病院や市町村だけでは対応が困難な課題については、広域的な行政機関として主体的な取組を行います。
- ・ 保健福祉事務所は、市町村の保健医療施策に対し支援を行うほか、地域における医療連携体制の構築において、医療機関や医療関係団体等との調整を行います。
- ・ 県民に対し健康増進や適切な医療の受診の仕方など保健医療に関する情報提供を積極的にわかりやすく行うとともに、県民の意見や提言を十分に受け止めて施策を推進します。
- ・ 保健医療制度の全体的な制度設計は国において行われていることから、計画推進に必要な制度の変更や支援策の充実等について、国に要望し働きかけていきます。

(2) 市町村

- ・ 保健医療、特に保健分野において市町村の果たすべき役割がますます大きくなっているため、市町村においても積極的な保健医療サービスの実施が求められます。
- ・ 特に、住民への医療・健康に関する知識の普及啓発といった一次予防、がん検診や特定健診・特定保健指導などの二次予防において、積極的な役割を果たす必要があります。

(3) 医療機関・医療従事者・医療関係団体

- ・ 計画の推進に当たっては、医療関係団体等の協力のもと、医療機関が、それぞれの有する機能に応じた医療を提供していくことが必要です。
- ・ 特に、5疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）・5事業（救急医療・災害時における医療・周産期医療・小児医療（小児救急を含む。）・へき地医療）及び在宅医療等に関して本計画に記載された医療機関については、医療提供体制の確保・充実の面から、積極的な役割が期待されます。
- ・ また、県民は安全で安心な医療の提供を期待していることから、医療安全体制の整備など医療を提供する環境づくりに努めるとともに、患者との信頼関係の構築に努め、患者の視点に立った医療の提供が求められています。

(4) 医療保険者

- ・ 医療保険者には、保険財政の安定化と保険者機能を発揮した医療費の適正化が求められています。
- ・ 特に、生活習慣病の予防は、住民の健康の確保の上で重要であるだけでなく、治療に要する医療費の減少にも役立つことから、市町村や他の医療保険者、事業主、医療機関等との連携を図り、特定健診・特定保健指導を効率的かつ効果的に実施していく必要があります。
- ・ また、レセプト情報に基づく医療費分析等を行い、被保険者等の健康状況を把握し、被保険者等の健康の保持・増進に向けた保健事業を積極的に推進するため、保険者協議会を通じて、各保険者が協働していくことが期待されます。

(5) 県民

- ・ 県民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、適切な生活習慣づくりや疾病予防に努めるとともに、定期的な健診や早期受診により健康を維持・回復することが重要です。また、より良質な医療を受けるため、県民自身が医療情報の収集や医療機関の選択に主体的に関わることも期待されています。
- ・ さらに、質の高い保健医療の環境づくりのためには、県民の理解と協力が必要です。例えば、大病院への患者の集中やそれに伴う病院勤務医の疲弊といった問題を少しでも解決していくためには、県民一人ひとりがかかりつけ医を持つなど、病院勤務医の負担軽減に協力していくことも必要です。

第5節 評価及び見直し等

1 計画の進捗状況の評価と見直し

本計画で示す目標を達成するためには、県民、関係機関、団体等の理解と協力を得ながら着実に各種施策の推進を図ることが重要です。

このため、分野ごとの目標設定にあたっては、できるだけ数値化した指標を用いて計画の進捗状況が目に見えるよう工夫するとともに、達成状況については2019年度以降、毎年度確認・評価を行い、施策の推進に反映させていきます。なお、評価した結果については、県ホームページ等で公表します。

※指標については、医療計画作成指針（平成29年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）に基づき以下の3区分に分類して掲載しています。

S（ストラクチャー指標）：保健・医療サービスを提供する物的・人的資源及び組織体制等を測る指標
P（プロセス指標）：実際にサービスを提供する主体の活動や、他機関との連携体制を測る指標
O（アウトカム指標）：保健・医療サービスの結果として住民の健康状態や患者の状態を測る指標

また、医療法第30条の6第1項に基づき、在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査・分析・評価を行い、必要がある場合は見直しを行います。

2 評価に使用する各種統計調査

評価に使用する主な調査は以下のとおりです。

統計調査名称	実施主体
・ 人口動態統計 ・ 衛生行政報告例 ・ 介護保険事業状況報告 ・ 地域保健・健康増進事業報告	厚生労働省
・ 国民生活基礎調査 ・ 国民健康・栄養調査 ・ 病院報告 ・ 医師・歯科医師・薬剤師調査	
・ 患者調査 ・ 医療施設調査 ・ 病床機能報告	
・ 県民健康・栄養調査	長野県

また、必要に応じて関係機関に対する調査を実施します。

第3編

目指すべき姿

第1節 目指すべき姿

1 「長生き」から「健康で長生き」へ ～健康長寿世界一を目指して～

厚生労働省の都道府県別生命表（平成27年（2015年））によると、長野県の平均寿命は女性が87.675年で全国1位、男性が81.75年で全国2位となっています。また、厚生労働省の平成27年（2015年）都道府県別年齢調整死亡率（人口10万対）の概況によると、長野県の年齢調整死亡率は、男性434.1、女性227.7で男女とも低い方から全国1位となっています。

一方、厚生労働省は、「子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら、希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる社会の実現」を目指すため、生活の質及び社会環境の質の向上を目的として、平均寿命の延伸とともに、「健康上の問題で日常生活に制限されることなく生活できる期間」とされる健康寿命に従来に増して着目し、その延伸や地域間の健康格差の縮小を実現することとしています。

「長生き」を実現してきた長野県の保健医療に関する施策は、健康寿命をさらに延ばすことにより、住み慣れた環境でできるだけ長く健康で生きがいをもって幸せに暮らせるよう、「健康で長生き」へと更なる施策の展開を図る必要があります。

2 取り組む姿勢

県が「健康で長生き」に取り組む姿勢は以下のとおりです。

- 長野県総合5か年計画、第7期長野県高齢者プラン、長野県障がい者プラン2018、長野県食育推進計画（第3次）、第3次長野県自殺対策推進計画等との同時策定となることから、施策の整合性を確保した上で、連携して施策を推進します。
- 平成30年（2018年）4月から、県も市町村とともに国民健康保険の保険者となるため、県民一人ひとりの主体的な健康づくりの取組を市町村とより一層協働して進めます。
- 最新のデータ・知見に基づき、優先して取り組むべき健康課題を見える化します。
- 健康や疾患に関する県民や社会の理解を促進します。
- ヘルスプロモーションの理念を踏まえ、関係機関・団体等と一体となった活動を推進するとともに、これまでの長野県の健康長寿を支えた取組を次世代へ継承します。
- 人口減少への歯止めと人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に資する取組を推進します。

ヘルスプロモーション

○WHO（世界保健機関）が1986年にオタワ憲章にて提唱した考え方で、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義しています。

○県民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、総合的に支援する環境づくりが必要です。

長野県の健康長寿の要因と次世代への継承

長野県の平均寿命、健康寿命が全国上位にランクインする要因として、

- ・高齢者の高い就業率や積極的な社会参加など、県民が生きがいを持って生活している。
 - ・野菜摂取量が多く、郷土料理・伝統料理を有効に活用した食生活を送るなど、県民の健康に対する意識が高い。
 - ・食生活改善推進員や保健指導員などの健康ボランティアによる自主的な健康づくりへの取組が活発である。
 - ・医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等の専門職種が連携した地域保健医療活動が活発である。
 - ・周産期死亡率・乳児死亡率が低い。
- などがあげられているところです。（長野県健康長寿プロジェクト・研究事業報告書）
こうした県民の高い意識と様々な活動は長野県の財産（強み）であり、今後も、継承し発展させていく必要があります。

3 基本方針

県は、「健康で長生き」を実現するため、以下の基本方針を掲げます。

○学びを通じた予防活動の充実と健康づくり

生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に努めるとともに、高齢期における日常生活の自立を目指した身体機能の強化・維持、子どもの頃からの健康づくりへの学びや、働く世代のこころの健康対策等を推進し、県民の行動変容につなげます。

○共助（ソーシャルキャピタル）を基礎とした支援体制の整備

時間的にゆとりのない方や、健康づくりに無関心な方も含め、社会全体として相互に支え合いながら、県民一人ひとりが健康づくりに向けて取り組み、健康を守る環境を整備することを重視します。

○医療提供体制の充実・強化

医療機能の適切な分化と連携を進め、地域全体で医療を支える体制の構築を目指します。

また、各医療圏における医療提供体制を充実・強化するとともに、必要に応じ、隣接する医療圏との連携を図り、県民誰もが身近なところで安全かつ効率的で質の高い医療を受けることができる体制を目指します。

○保健・医療・介護（福祉）の連携と自治の力を活かした地域包括ケア体制の構築

社会全体の変化に対応し、保健・医療・介護（福祉）が相互に連携し、自治の力を活かして地域住民がお互い支え合うことができる、切れ目のない地域包括ケア体制を目指します。

結果

○健康寿命の延伸、平均寿命と健康寿命の差の縮小

○誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現

第7編

医療施策

第2章

保健医療従事者の養成・確保

第4節 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）

第1 現状と課題

1 看護職員の就業状況

（1）看護職員の就業者数

- 平成28年（2016年）末現在の県内就業者数は29,018人です。人口10万人当たりの就業者数では、保健師、助産師、看護師（准看護師含む）で全国より高く、保健師数では全国1位、助産師数では全国2位に位置しています。
- 県内の二次医療圏ごとの人口10万人当たりの就業者数は、看護師数（准看護師含む）では上伊那及び木曾で全国を下回っています。

【表1】人口10万対の医療圏別就業者数（平成28年）

（単位：人）

地域 職種	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信	全県	全国
保健師	87.8	65.6	66.4	82.3	83.9	136.6	74.9	108.4	66.8	101.5	76.6	40.4
助産師	43.2	30.0	37.5	42.0	37.9	57.5	54.1	27.1	31.6	50.8	40.2	28.2
看護師	1,208.1	884.3	1,050.4	864.4	970.0	945.5	1,117.9	1,070.1	1,012.5	988.7	1,028.5	905.5
准看護師	187.0	384.4	254.0	257.8	343.8	169.0	221.6	208.3	206.2	229.6	244.4	254.6

（厚生労働省「平成28年度衛生行政報告例」・医療推進課調べ）

（2）看護職員の就業場所

- 平成28年（2016年）末現在、本県の看護職員の子な就業場所として、病院が61.1%を占め、診療所が13.4%、介護保険施設が13.0%を占めています。
- 看護職員数の10年間の増加率（平成18年と平成28年を対比）は、本県では24.8%と全国の23.8%を上回っています。特に介護保険施設での増加率が高くなっています。

【表2】県内看護職員の就業状況（平成28年）

（単位：人）

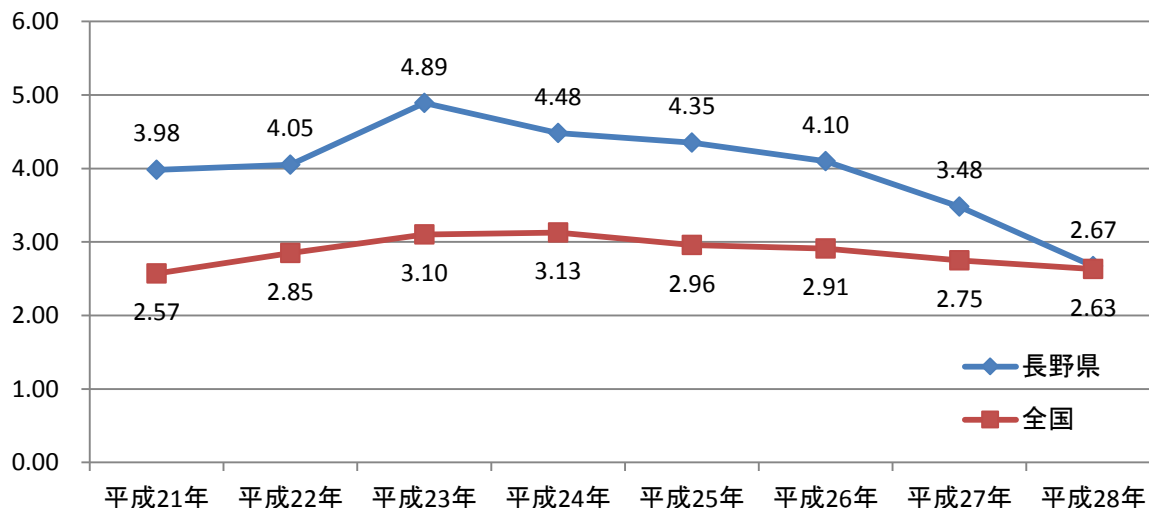
場所 職種	病院	診療所	助産所	訪問看護 ステーション	介護保 険施設	社会福 祉施設	保健所 市町村	その他	合計
保健師	239	34	0	4	9	4	1,150	160	1,600
助産師	579	136	56	0	0	6	24	38	839
看護師	15,027	2,310	0	733	2,290	379	197	540	21,476
准看護師	1,878	1,405	1	34	1,462	217	21	85	5,103
合計	17,723	3,885	57	771	3,761	606	1,392	823	29,018
（構成比）	61.1%	13.4%	0.2%	2.7%	13.0%	2.1%	4.8%	2.7%	100.0%

（厚生労働省「平成28年度衛生行政報告例」）

(3) 看護職員の需給状況

- 平成18年(2006年)4月の診療報酬改定で手厚い看護体制に対する高い評価(7対1入院基本料)が新設されて以降、看護職員の需要は増えていました。平成24年(2012年)以降は、病床機能の転換等もあり、有効求人倍率は長野県、全国ともに減少傾向となっていますが、依然確保が困難な状況が続いています。

【図1】保健師、助産師、看護師の有効求人倍率の推移 (単位：倍)



(注) 調査月は10月。パートタイムを除く。

(厚生労働省「一般職業紹介状況」)

2 看護職員の養成状況

- 平成29年(2017年)4月の県内看護師等学校養成所の入学定員は1,120人となっています。
- 平成27年度(2015年度)卒業生の県内就業率は76.4%です。卒業生999名のうち903名が看護職員として就業し、そのうち763名が県内に就業しています。

【表3】県内看護師等学校養成所の入学定員の推移 (単位：人)

学校種別	課程	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
大学	保健師・看護師	230	230	240	240	240	240	240	240
	保健師(選択) ^(注)	(-)	(-)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)
	助産師(選択) ^(注)	(28)	(28)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)
専攻科	保健師	15	15	15	15	15	15	15	15
	助産師	15	15	15	15	15	15	15	15
養成所 (短大含む)	看護師3年課程	520	520	520	520	560	560	560	560
	看護師2年課程	130	130	130	110	110	110	110	110
	准看護師	180	180	180	180	180	180	180	180
合計		1,090	1,090	1,100	1,080	1,120	1,120	1,120	1,120

(注) 選択制の保健師・助産師課程は、選択枠の人数を内訳で示す。

(厚生労働省「看護師等学校入学状況及び卒業生就業状況調査」・医療推進課調べ)

3 看護職員の離職状況

- 本県の病院に勤務する常勤看護職員の離職率は、全国（10.9%）を下回るものの、8.8%と高い水準にあり、新卒の看護職員のうち4.5%が離職している状況です。（日本看護協会調べ）
- 新卒の看護職員の離職理由として、学校での看護基礎教育と臨床現場で求められる技術・能力のギャップが挙げられます。

第2 施策の展開

1 新規養成数の確保

- 県立看護大学及び県立養成校を運営するとともに、民間看護師等養成所の運営費に対して補助を行うことで新規養成数を確保し、県内への就業率の向上を図ります。
- 看護職員修学資金の貸与を通じて、看護職員の確保が困難な中小医療機関等への就業を促進します。
- 看護学生を確保するため、若い世代を対象としたリーフレットの作成や進路相談等、看護業務のPRを行い、看護のイメージアップを図ります。

2 離職防止・資質の向上

- 病院内保育所の運営を支援することなどにより、夜勤や交代勤務など働きやすい環境の整備を支援します。
- 勤務環境改善のための施設整備に対する補助等により、看護職員が働き続けられる環境づくりを支援します。
- 医療機関へのアドバイザー派遣、総合相談窓口の設置等により、勤務環境の改善を支援します。
- 看護職員が意欲的に業務に取り組めるよう、資質向上のための各種研修を実施します。
- 新人看護職員の卒後臨床研修体制の整備を促進するため、研修を実施する医療機関の研修経費等に対して支援を行います。
- 県立看護大学において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い実践看護ができる専門・認定看護師を養成し、看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図ります。
- 在宅医療を担う訪問看護職員を確保するため、専門研修等の実施、事業所支援を行うとともに、特定行為に係る看護師の研修機会の確保に努め、訪問看護人材の交流を促進します。
- 市町村保健師の確保や保健活動の充実強化を図るため、市町村保健師の採用情報の発信及び職務の段階に応じた研修機会の確保など人材育成に努めます。
- 助産師が医師と連携、または役割分担し、正常分娩の進行管理を行うためのスキルアップを図るため、助産師支援研修や助産師出向支援を実施します。

3 再就業の促進

- ナースセンターによる再就業相談や研修、看護師等免許保持者の届出制度を活用した就職斡旋等を実施し、プラチナナース(*)や潜在看護職員などの再就業を促進します。
(*) プラチナナース（業務経験25年以上の看護職員）

元企第 805 号
令和 2 年 1 月 23 日

学校法人 清泉女学院
理事長 深澤 光代 様
清泉女学院大学・短期大学
学長 山内 宏太朗 様

長野市長 加藤 久雄
(企画政策部企画課担当)



清泉女学院大学 大学院看護学研究科及び助産学専攻科の設置並びに
人間学部心理コミュニケーション学科の定員変更について (回答)

平素市政につきましては、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 1 月 9 日付けでご案内いただきました、清泉女学院大学における大学院看護学研究科及び助産学専攻科の設置並びに人間学部心理コミュニケーション学科の定員変更につきましては、貴学看護学部設置に際して、将来的な大学院の設置を想定した校舎整備等を対象に補助金を交付し支援を行ったことと併せて、改めて下記
の理由により、本市として賛同を表明いたします。

記

- 1 医療・看護分野等における専門性の高い人材の輩出が期待されることから、第五次長野市総合計画に掲げる『安心して暮らせる健康づくりの推進』につながる事。
- 2 特色ある高等教育機関の整備が期待されることから、同計画に掲げる『未来を切り拓く人材の育成と環境の整備』の推進につながる事。
- 3 地元での進学先の選択肢が増えるとともに地元での就職に寄与することが期待されることから、同計画に掲げる『「活力あるまちづくり」～定住人口の増加に向けて～』の推進につながる事。

企画政策部企画課

(課長) 日台 和子 (担当) 平井 正宏

電話: 直通 026-224-5010 FAX: 026-224-5103

E-mail: kikaku@city.nagano.lg.jp



令和2年1月20日

清泉女学院大学

学長 山内 宏太朗 様

公益社団法人長野県看護協会
会長 松本 あつ子



平素は、長野県看護協会の日頃の運営におきまして、ご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴学から大学院看護学研究科及び助産学専攻科の設置を計画のご報告がありました。このご報告を受け、本協会としては、計画に沿って早期に実現されることを期待いたします。

本協会では、保健・医療・福祉の現状や課題を踏まえ、「長野県看護協会将来ビジョン」を公表し、「いのち・暮らし・尊厳を守り支える看護」、「人々の生涯にわたり、生活と保健・医療・福祉をつなぐ看護」を目指して取り組んでおり、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者を養成することは、地域の医療・保健・福祉政策への貢献が期待されますことから、看護学研究科看護学専攻修士課程の早期新設を要望します。

また、本協会では、長野県の周産期医療を維持するために助産師の役割拡大を進めるとともに、県や市町村等行政と協働し、居住地域を中心として健やかで安全・安心な妊娠・出産や育児が出来る環境整備を推進することとしており、長野県北部に位置する清泉女学院大学において、質の高い助産師を養成し、安定的に輩出することに大きく期待を寄せ、助産学専攻科の早期新設を要望します。

(抜粋)

清泉女学院大学大学院
看護学研究科看護学専攻修士課程(仮称)
進学需要等に関するアンケート調査
結果報告書

令和2年1月

株式会社 島津理化

目 次

I. 進学需要調査（集計結果）

【在学生】

調査対象等	1
調査結果概要	2～6
調査対象者に関する質問事項	
卒業後の進路	2
修士の学位の取得	3
清泉女学院大学大学院に関する質問事項	
看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材	4
看護学研究科看護学専攻修士課程の受験希望	5
看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望	6

II. 進学需要調査（集計結果）

【有職者】

調査対象等	7
調査結果概要	8～12
調査対象者に関する質問事項	
勤務先	8
修士の学位の取得	9
清泉女学院大学大学院に関する質問事項	
看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材	10
看護学研究科看護学専攻修士課程の受験希望	11
看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望	12

III. 人材需要調査（集計結果）

調査対象等	13
調査結果概要	14～18
人材需要全般に関する質問事項	
職種	14
大学院教育の必要性	15
清泉女学院大学大学院に関する質問事項	
看護学研究科看護学専攻修士課程の設置の必要性	16
看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材の必要性	17
看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生の採用	18

IV. 参考資料

進学需要調査関係

設置計画の概要

アンケート調査票／在学生・有職者

アンケート依頼先一覧／医療機関等

人材需要調査関係

アンケート調査票／医療機関等

アンケート依頼先一覧

Ⅲ. 人材需要調査（集計結果）

Ⅲ. 人材需要調査（集計結果）

【調査対象等】

清泉女学院大学では、令和3年4月の開設に向けて清泉女学院大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置を計画しており、この清泉女学院大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置計画を策定するにあたり、人材需要の見通しを計量的な数値から検証することを目的として、長野県に所在している医療機関等を対象とした人材需要等に関するアンケート調査を実施した。

①調査対象

長野県に所在している医療関連機関等

②調査方法

医療関連機関等への直接配布、直接回収

医療関連機関等への郵送による配布、回収

③調査実施

令和元年12月

④調査件数

回答件数：11件

※表内の比率は四捨五入のため、各項目の合計値は一致しない。

【調査結果概要】

<人材需要全般に関する質問事項>

1. 職種

長野県に所在している医療関連機関等に対して、職種について質問したところ、回答件数11件の約100.00%にあたる11件が「医療関連機関」と回答している。

問1 職種

No.	カテゴリ	件数/件	全体/%
1	医療関連機関	11	100.00
2	福祉関連施設	0	0.00
3	教育関連機関	0	0.00
4	その他	0	0.00
	未回答・不明	0	0.00
	合計	11	100.00

<人材需要全般に関する質問事項>

2. 大学院教育の必要性

長野県に所在している医療機関等に対して、将来、指導的立場で活躍できる看護職者の養成を目的とする大学院教育の必要性について質問したところ、回答件数 11 件の約 100.00% にあたる 11 件が「必要性を感じる」と回答していることから、将来、指導的立場で活躍できる看護職者の養成を目的とする大学院教育の必要性の高さがうかがえる。

問 2 大学院教育の必要性

No.	カテゴリ	件数/件	全体/%
1	必要性を感じる	11	100.00
2	必要性を感じない	0	0.00
	未回答・不明	0	0.00
	合計	11	100.00

＜清泉女学院大学大学院に関する質問事項＞

3. 看護学研究科看護学専攻修士課程の設置の必要性

長野県に所在している医療機関等に対して、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程の設置の必要性について質問したところ、回答件数 11 件の約 90.91%にあたる 10 件が「必要性を感じる」と回答しており、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程の設置の必要性の高さがうかがえる。

問 3 看護学研究科看護学専攻修士課程の設置の必要性

No.	カテゴリ	件数/件	全体/%
1	必要性を感じる	10	90.91
2	必要性を感じない	1	9.09
	未回答・不明	0	0.00
	合計	11	100.00

＜清泉女学院大学大学院に関する質問事項＞

4. 看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材の必要性

長野県に所在している医療機関等に対して、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材の必要性について質問したところ、回答件数 11 件の約 90.91% にあたる 10 件が「必要性を感じる」と回答しており、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材の必要性の高さがうかがえる。

問 4 看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材の必要性

No.	カテゴリ	件数/件	全体/%
1	必要性を感じる	10	90.91
2	必要性を感じない	1	9.09
	未回答・不明	0	0.00
	合計	11	100.00

<清泉女学院大学大学院に関する質問事項>

5. 看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生の採用

長野県に所在している医療機関等に対して、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生の採用について質問したところ、回答件数 11 件の約 54.55%にあたる 6 件が「採用したい」と回答しており、回答件数 11 件の約 45.45%にあたる 5 件が「採用を検討したい」と回答していることから、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生への採用意向の高さがうかがえる。

問 5 看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生の採用

No.	カテゴリ	件数/件	全体/%
1	採用したい	6	54.55
2	採用を検討したい	5	45.45
3	採用は考えない	0	0.00
4	その他	0	0.00
	未回答・不明	0	0.00
	合計	11	100.00

IV. 參考資料

清泉女学院大学大学院 看護学研究科 看護学専攻 修士課程(仮称)設置計画の概要

□計画概要 ※設置組織、学生定員、開設時期、設置場所等については予定

- * 設置組織：看護学研究科 看護学専攻 修士課程（2年制）
- * 学生定員：入学定員8名／収容定員16名
- * 開設時期：令和3年4月
- * 設置場所：長野県長野市栗田1038-7
- * アクセス：JR長野駅東口より徒歩約1分



清泉女学院大学 長野駅東口キャンパス

□教育研究上の目的

- * 看護学研究科看護学専攻修士課程では、看護学分野に関する深い学識の涵養を図り、幅広い医療関連分野において指導的立場で活躍できる人材の養成を目指して、看護学分野に関する高度な専門的知識や能力及び実際にそれらを応用する能力を培うとともに、問題や課題の解決にむけた柔軟な思考力や深い洞察力を養うための体系的かつ組織的な教育活動を行うこととしています。

□養成する人材

- * 看護学研究科看護学専攻修士課程では、学部段階等における看護教育に裏打ちされた専門的素養の上に立ち、看護の専門性の一層の向上を図るための深い知的学識と研究能力を備えて、将来、指導的立場で活躍できる看護職者として、看護の質の向上や改善に貢献できる人材を養成します。
具体的には、看護学分野に関する幅広く深い学識を基礎として、それらを実務に応用する能力及び看護学研究に関する手法や能力を身に付けて、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者を養成します。

□修得する資質・能力

- * 看護学研究科看護学専攻修士課程では、体系的な教育課程の履修を通じて、以下に掲げる資質・能力を身に付けます。
 - ・ 看護活動の基盤となる関連領域に関する幅広い知識を身に付けます。
 - ・ 質の高い看護活動を実践するための豊かな知的学識を身に付けます。
 - ・ 自ら課題を設定し調査・研究活動を実践できる能力を身に付けます。
- * 修了後は、医療機関等において各看護領域における質の高い看護ケアの提供に携わる看護実践者として活躍することが想定されるとともに、医療機関等における人材育成のための継続教育や生涯教育の推進、看護職を目指す実習生に対する臨地実習指導などに携わることが想定されます。

□学費 ※近隣の私立大学院の学費との比較

- * 清泉女学院大学大学院
看護学研究科 看護学専攻 修士課程 110万円（入学金20万円 授業料等90万円）
- * 佐久大学大学院
看護学研究科 看護学専攻 修士課程 113万円（入学金23万円 授業料等90万円）
- * 高崎健康福祉大学大学院
保健医療学研究科 看護学専攻 修士課程 100万円（入学金10万円 授業料等90万円）

人材需要調査関係

清泉女学院大学大学院 看護学研究科 看護学専攻 修士課程（仮称）の
人材需要に関するアンケート調査

清泉女学院大学では、学部教育等で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、自ら研究課題を設定し研究活動を展開する能力を修得することにより、研究能力を備えた看護職者として、看護実践や看護教育の質の向上に貢献できる中核的な役割を果たす人材の養成を目的として、看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置を検討しております。

このアンケート調査は、医療・福祉機関等にお勤めの皆様のご意見をお聞きし、看護学研究科（仮称）の設置に向けての基礎資料とするものですので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、このアンケートの結果は、コンピュータにより処理され、統計資料としてのみ用い、外部の人に見せたりすることはありません。回答は、別紙の「清泉女学院大学大学院 看護学研究科（仮称）設置計画の概要」をご覧いただいたうえで、設問の順に、該当する番号を直接回答欄にご記入ください。

【回答欄】

問1 貴機関の職種について、お伺いします。

次の中から、該当する職種を選んで、回答欄に番号を記入してください。

- | | |
|----------|--------------|
| 1 医療関連機関 | 3 教育関連機関 |
| 2 福祉関連施設 | 4 その他（具体的に) |

問2 あなたは、将来、指導的立場で活躍できる看護職者の養成を目的とする大学院の教育について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- 1 必要性を感じる
- 2 必要性を感じない

問3 あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- 1 必要性を感じる
- 2 必要性を感じない

問4 あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）で養成する人材について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- 1 必要性を感じる
- 2 必要性を感じない

問5 あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）で学んだ修了生の採用について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- | | |
|------------|--------------|
| 1 採用したい | 3 採用は考えない |
| 2 採用を検討したい | 4 その他（具体的に) |

看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）に対するご意見・ご要望等をご自由にお書きください。

これで、アンケートは終わりです。

ご多忙中、ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

人材需要調査 アンケート依頼先一覧（医療機関等／16件）

No.	機関名	所在地
1	長野赤十字病院	長野県長野市若里五丁目 22-1
2	信州大学医学部附属病院	長野県松本市旭 3-1-1
3	医療法人裕生会 丸山産婦人科医院	長野県長野市鶴賀南千歳町 982
4	板倉レディースクリニック	長野県長野市稲里町中央 1-12-12
5	中澤ウィメンズライフクリニック	長野県長野市若里 6-3-6
6	助産所ほやほや	長野県長野市北堀 847-11
7	長野県立こども病院	長野県安曇野市豊科 3100
8	長野医療生活協同組合 長野中央病院	長野県長野市西鶴賀町 1570
9	長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	長野県中野市西 1-5-63
10	長野県厚生農業協同組合連合会 長野松代総合病院	長野県長野市松代町松代 183
11	長野県厚生農業協同組合連合会 南長野医療センター篠ノ井総合病院	長野県長野市篠ノ井会 666-1
12	飯山赤十字病院	長野県飯山市大字飯山 226-1
13	長野市民病院	長野県長野市大字富竹 1333-1
14	長野県立信州医療センター	長野県須坂市大字須坂 1332
15	上田市立産婦人科病院	長野県上田市緑ヶ丘 1-27-32
16	社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	長野県松本市本庄 2-5-1

学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との関係図

学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)	教育課程編成の方針 (カリキュラム・ポリシー)	科目名
1) 看護活動の基盤となる関連領域に関する幅広い知識及びより良い看護活動を実践するための理論的知識や実践的能力を身に付けている。	生命や医療の倫理及び健康や健康づくりに関する知識を深め、総合的な看護活動に必要な理論的知識や実践的能力を高めるための科目を配置する。	<p>【共通教育科目】</p> <p>生命倫理特論 健康管理特論 看護理論特論 看護理学特論 看護管理特論 看護教育学特論</p> <p>コンサルテーション論 フィジカルアセスメント特論 家族看護学特論</p>
2) 様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対し、俯瞰的検討ができ、質の高い看護ケアが実践できる応用能力を身に付けている。	看護実践の基本となる専門的な知識を深め、発達の段階や多様な場の特性に応じた看護実践に必要な応用能力を修得するための科目を配置する。	<p>【専門教育科目】</p> <p>＜発達・ヘルス支援看護学＞ 成人期看護学特論 小児期看護学特論 ウイメンズヘルス看護学特論 発達・ヘルス支援看護学演習</p> <p>＜包括ケア看護学領域＞ 在宅看護学特論 精神看護学特論 災害看護学特論 包括ケア看護学演習</p>
3) 看護実践における諸課題に対し、研究的手法を用いて科学的に解明し、その成果を看護実践の改善に活かすことができる能力を身に付けている。	看護職者としての専門的な知識と技術の向上や開発を図り、高度な看護実践を展開するために必要となる研究的手法を修得するための科目を配置する。	<p>【研究科目】</p> <p>看護研究方法 看護特別研究</p>

※黒字：必修科目

※青字：選択科目

※緑字：選択必修科目

別記様式第 3 号 (その 3 の 1)

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	人	1人	1人	3人	5人	
	修 士	人	人	人	人	人	2人	1人	3人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	1人	人	1人	人	人	2人	
	修 士	人	人	1人	1人	人	人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	1人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	1人	人	3人	1人	3人	8人	
	修 士	人	人	1人	1人	人	2人	1人	5人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学 特任教員就業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学（以下「本学」という。）における教育研究の維持、充実を図るため雇用する特任教員に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程又は雇用時に締結した契約書に定めのない事項は、就業規則、期限付雇用教職員就業規程ほか関連諸規程を準用する。

(定義)

第2条 特任教員とは、本学の教育指導又は運営上において必要とする者で、期限付きで特別の給与や勤務等の労働条件で、雇用する常勤教員又は非常勤教員をいう。

(採用の基準等)

第3条 採用の基準は、次のいずれかを満たす者とする。

(1) 教授、准教授、講師又は助教（以下「教授等」という。）の経験を有する者、又は相当規模の研究機関等に勤務し、教授等と同等の資格を有すると認められる者

(2) 大学の教授等に準ずる学識経験を有すると認められる者

(資格)

第4条 資格は、教員選考規程の基準により教授、准教授、講師、助教とする。

(雇用区分)

第5条 雇用区分は、大学運営上の必要性、本人の教育指導状況、勤務状況、健康状況及び当該担当科目の必要性等を勘案して次のとおりとする。

区分名称	常勤(専任)・非常勤区分	区分の適用	雇用期間	職務
特任教員 1 J	専任	大学運営上特別な目的で雇用する場合に適用	契約期間は3年以内で、最長9年 契約期限到来時の年齢は、65歳を超えない範囲とする。	原則、専任教員の職務を超えない職務とする。 ① 原則として研究日を含め週4日以上勤務 ② 原則として週6時間以上の授業の実施 ③ 所属学科会への出席 ④ 次の運営における職務のほか必要な職務を、学長が任命する。 ・本学の学則及び諸規程で定められた管理職及び各委員会の役職及び構成員への就任 ・教授会への出席
特任教員 1 S	専任	大学運営上必要かつ特別な任務を遂行するために雇用する場合に適用	契約期間は3年以内、契約更新は最大2回 契約期限到来時の年齢は、期限を定めない。	① 原則として週2日の勤務 ② 原則として週4時間以上8時間以内の授業の実施 ③ 必要な職務を、学長が任命する。
特任教員 2	非常勤	大学運営上特別な目的で雇用する場合に適用	契約期間は1年単位で、最長5年 契約期限到来時の年齢は、70歳を超えない範囲とする。	① 原則として週2日の勤務 ② 原則として週4時間以上8時間以内の授業の実施 ③ 必要な職務を、学長が任命する。

(募集・採用条件の決定)

第6条 募集・採用条件の決定は、教員選考規程及び関連規程による。

2 雇用区分1 Sを適用するときは、理事長の承認を得る。

(採用及び契約更新の手続き)

第7条 採用及び契約更新は、教員選考規程及び関連規程に準じて実施し、教授会の審議を経て学長が決定する。

2 当該教員は、契約更新に当たっては、特任教員は契約最終年度の7月末日までに更新の希望を届け出るものとし、学長は更新の可否を契約最終期日の6か月前までに伝える。

(給与等の待遇)

第8条 以下の各号の条件を原則とする。ただし、学長が必要と認めた場合には、この限りではない。

- (1) 特任教員の月額給料は、特任教員1 Jは別表1、特任教員1 Sは別表2、特任教員2は別表3の額を基準として、総合的に決定する。
- (2) 通勤手当は、原則給与規程により支給する。ただし、予め届け出があり学長が認めた場合は、その通勤費を支給する。
- (3) 職務手当は、支給する。
- (4) 公開講座等の雇用契約書に定められた手当は、支給する。
- (5) 期末手当、勤勉手当、扶養手当及び住宅手当等、前項以外の手当は支給しない。ただし、雇用契約外の職務を行う場合は手当を支給することがある。
- (6) 校務に関する旅費は、旅費関連規程により支給する。
- (7) 個人研究費は、常勤の特任教員に対し、勤務日数等を勘案し学長が決定する。

(退職金)

第10条 退職手当は支給しない。

(施設の使用等)

第11条 研究室、図書館等の本学施設の使用については、本学専任教員の取扱いに準じるものとする。

ただし、非常勤特任教員の研究室の使用は、職務等を勘案し学長が決定する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。「専任教員の特任教員への身分変更手続き」は、平成29年3月31日をもって廃止する。

<経過措置>

平成29年3月31日現在締結している特別専任教員契約は、期限まで効力を有し、改正前の「特別専任教員に関する規程」によるものとする。

別表1 特任教員1 J 月額給料

特任号俸	月額給料	月額給料の適用基準	適用資格			
			教授	准教授	講師	助教
13号	50万円	教職員給与体系及び運用基準を参考に資格、勤務日数、授業数、校務等の水準により決定	○			
12号	48万円		○			
11号	46万円		○			
10号	44万円		○			
9号	42万円		○			
8号	40万円		○			
7号	38万円			○		
6号	36万円			○		
5号	34万円			○		
4号	32万円					○
3号	30万円					○
2号	28万円					○
1号	26万円					○

別表2 特任教員1 S 月額給料

特任号俸	月額給料	月額給料の適用基準	適用資格	
			教授	准教授
22号	80万円	職務の重要性、就任する役職により決定	○	
21号	75万円		○	
20号	70万円		○	
19号	65万円		○	
18号	60万円		○	
17号	55万円		○	○
16号	50万円		○	○
15号	48万円		○	○
14号	45万円			○

別表3 特任教員2 月額給料

非常勤特任号俸	月額給料	月額給料の適用基準	標準1週授業数		
			教授	准教授	講師
7号	31万円	左記資格別授業数を参考に、勤務日数、校務等の水準により決定	4コマ		
6号	29万円			4コマ	
5号	27万円		3コマ		4コマ
4号	25万円			3コマ	
3号	23万円		2コマ		3コマ
2号	21万円			2コマ	
1号	19万円		1コマ		2コマ



モデル① 発達・ヘルス支援看護学領域 (発達段階に応じた看護実践に必要な応用能力や様々な健康支援における課題や解決方法について探求する。)

共通教育科目 生命倫理特論 健康管理特論 看護理論特論 コンサルテーション論 フィジカルアセスメント特論 家族看護学特論 看護管理特論	看護倫理特論 看護教育学特論	研究科目 看護特別研究
専門教育科目 成人期看護学特論 小児期看護学特論 ウイメンズヘルス看護学特論	発達・ヘルス支援看護学演習	
研究科目	看護研究方法	

モデル② 包括ケア看護学領域 (多様な場の特性に応じた看護実践に必要な応用能力や健康増進、生活の質の向上、災害時の対応等について探求する。)

共通教育科目 生命倫理特論 健康管理特論 看護理論特論 コンサルテーション論 フィジカルアセスメント特論 家族看護学特論 看護管理特論	看護倫理特論 看護教育学特論	研究科目 看護特別研究
専門教育科目 在宅看護学特論 精神看護学特論 災害看護学特論	包括ケア看護学演習	
研究科目	看護研究方法	

【青字】必修科目
【緑字】選択必修科目
【黒字】選択科目

■ 共通教育科目：必修6科目（12単位）を履修する。

■ 専門教育科目：選択した領域の1年生前期の特論3科目から1科目（2単位）を履修した上で1年生後期の演習1科目（4単位）を履修する。

■ 研究科目：1年生後期の必修1科目（4単位）を履修した上で、2年生通年の必修1科目（8単位）を履修する。

清泉女学院大学院看護学研究所
研究指導スケジュール

年次	研究指導内容・体制・目的		評価項目・基準
1年次	事前相談	受験希望者が希望する看護学領域の教員が面接、相談を行い指導する。	研究領域を明確にしているかの確認
	履修ガイダンス		
	研究オリエンテーション	研究指導教員決定に関する院生個別面接を行う。 入学前の希望する看護学領域教員との面接をふまえた入学後の確認面接する。	
	4月～	院生の研究計画にそって主指導教員1名と副指導教員を決定する。	
	研究指導教員の確定		
	研究計画書（入学時）の検討	研究指導教員は研究方法などについて検討、指導する。	研究テーマの設定、研究方法の選択など研究計画書作成に必要な知識の確認
	履修登録	院生は各自の履修計画をもとに研究指導教員から履修指導をうけ履修登録を行う。	
	研究計画の概要に関する報告会	主指導教員と副指導教員に研究計画の概要を報告する。 発表時のコメントなど研究計画の精緻化を図る。	研究計画書の様式をふまえた作成状況 発表後はコメントを十分理解し、研究計画作成に生かしているか確認
	9月	前期の研究進行状況の確認、後期履修及び研究指導を行う。	
	研究指導教員による指導	研究方法の確認、研究論文、関係資料の調査等を指導する。	研究方法の確認、文献検討や関係資料の適切な収集・調査の確認
	12月	研究指導教員指導の基、研究計画書を作成し、主指導教員と副指導教員に研究計画を報告する。	指導を生かして作成しているか確認
	2年次	1月	院生は倫理審査書類を作成し、倫理審査委員会にて審査を受ける。 倫理審査での条件付き承認などは、承認が得られるまで指導する。
4月		前期オリエンテーション 研究計画書作成に関する指導して、修士論文作成過程を理解しているか確認する。	
研究計画書の確認		研究方法の確認、研究論文、関係資料の調査について確認する。	研究計画にそって研究の実施状況の確認
7月		研究経過報告会 研究の進捗状況報告会で主指導教員と副指導教員による研究指導を行う。	研究計画にそって研究の実施状況の確認 指導を生かした論文作成状況の確認
9月		研究中間報告会 主指導教員、副指導教員ほか複数の教員による研究指導を行う。	研究計画にそって研究の実施状況の確認 指導等を生かした論文作成状況の確認
1月		修士論文の提出	
2年次	修士論文審査	修士学位論文審査会が審査し、研究科委員会に報告する。 論文審査は研究科教員3名以上で行う。	別記
	2月	研究科委員会が修士論文発表会を開催する。 発表会後に口頭試問を行う。	発表会における質問への的確な回答 口頭試問における適切な回答
	3月	研究科委員会判定	
	修士学位授与	学位授与の可否を判断し、学長に報告する。	

清泉女学院大学 学位規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条に基づき、清泉女学院大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

（学位）

第2条 本学において授与する学位は学士及び修士とし、その専攻分野の名称は次のとおりとする。

（1）学士

学士（人間学）、学士（看護学）

（2）修士

修士（看護学）

（学位授与の要件）

第3条 清泉女学院大学学則（以下、「本学学則」という。）及び清泉女学院大学大学院学則（以下、「本学大学院学則」という。）の定めるところにより、当該の課程を修了した者には、学士または修士の学位を授与する。

（学位授与の申請）

第4条 大学院研究科に在学する者が修士の学位の申請をするときは、定められた期日までに、所定の修士学位論文審査申請書に論文を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

（審査の付託）

第5条 学位授与の申請があった場合には、学長はその審査を研究科委員会に付託するものとする。

（修士論文審査）

第6条 研究科委員会は、修士の学位論文の審査を行うために、研究科に所属する教授または准教授から選出された3名以上により構成する修士学位論文審査委員会（以下、「修士論文審査委員会」という。）を設置し、これに当たらせる。

2 修士論文審査委員会は、学位論文の審査を終了したときは、学位授与の可否についての審査報告書を研究科委員会に提出するものとする。

（研究科委員会の判定）

第7条 研究科委員会は、当該学位授与の可否について判定する。

（研究科長の報告）

第8条 研究科委員会が前条の判定をしたときは、研究科長は、文書で、学長に報告するものとする。

（学位の授与）

第9条 学長は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に学士の学位を授与し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、本学大学院学則の定めるところにより、研究科委員会の報告に基づいて、修士の学位を授与し、所定の学位記を授与する。

3 学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位の名称)

第10条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「清泉女学院大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第11条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会または研究科委員会の審議を経て当該学位を取消す。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付則

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

学士（看護学）を追加するほか「但し、学士（文化心理）は平成19年度の入学生までとする。学士（文化心理）」を削除する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学 研究倫理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学（以下、本学という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保するため、研究を遂行する上で求められる研究者の倫理及び研究倫理審査に関する必要な事項を定める。

(研究者が遵守すべき基本原則)

第2条 本学は、学内の研究者が倫理的・社会的責任を十全に果たすことができるようにするため、別紙1「研究活動の基本原則」を定める。

第2章 研究倫理管理体制

(最高管理責任者)

第3条 研究倫理の向上と公正な研究活動を推進し、最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長がこの任にあたる。

(統括管理部署)

第4条 研究倫理の向上に関する統括管理部署を置き、経営企画室があたる。

2 統括管理部署は、研究倫理委員会の事務局機能も担うものとする。

(研究倫理委員会)

第5条 本学の研究倫理に関する事項を審査することを目的として、清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学それぞれに研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 各々の委員会は次のメンバーで構成され、委員は学長が任命する。

(1) 大学

①各学科長

②本学の研究者のうち、研究倫理について見識がある者2名以上

(2) 短期大学

①各科長

②本学の研究者のうち、研究倫理について見識がある者1名以上

(3) 学外の研究者・学識経験者1名

(4) 事務職員1名以上

3 委員会には、大学及び短期大学それぞれに委員長及び副委員長を置く。委員長は、委員から学長が任命し、副委員長は委員長が指名する。

4 委員長、副委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会は、次の各号について審査・審議する。

(1) 研究者からの申請に基づく研究倫理に関する審査

(2) 研究倫理全般に関する調査事項

(3) 不正行為の調査等に関する事項

(4) 研究倫理に関する学長の諮問事項

(5) その他必要な事項

6 委員会は委員長が招集し、議長として進行を行う。また、委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員過半数で決する。ただし、前項(1)の研究倫理に関する審査（以下、「研究倫理審査」という。）については、委員長及び審査担当の委員2名により実施し、審査の申請から審査結果の通知を以て当該月の委員会とする。

7 委員は、本条で定められた審査等の事項で知りえた秘密について、不正の調査等による必要性がない限り、これを他に洩らしてはならない。

8 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

- 9 委員会は、第6条で定められた研究倫理審査に申請された研究計画に対して、必要があると認められる際は、研究者に対して適切な指導及び助言を行うものとする。
- 10 学外の研究者・学識経験者（以下、「外部委員」という。）は、研究倫理審査において学長または委員長が必要であると判断した申請案件の審査を実施する。また、研究倫理審査以外の審議事項について、必要に応じて委員会に参加する。

第3章 研究倫理審査

（申請）

第6条 研究者は自己の研究活動について、本規定に則り、研究倫理審査の必要性があると判断した場合、別途定められた「研究倫理審査申請書」を研究倫理審査委員会事務局（経営企画室）に提出する。
（研究倫理審査の手順）

第7条 研究倫理審査の受付及び審査は、原則として隔月で実施する。

- 2 審査は申請1件につき委員2名が審査担当となつて行う。
- 3 審査の手順は別紙2「研究倫理審査手順書」に定める。
- 4 審査結果は「承認」「条件付承認」「変更の勧告」「不承認」「非該当」のいずれかとする。
- 5 外部の要因等により定められた期間以外に研究者から審査の申し出があった場合、必要に応じて委員会は研究倫理審査の実施を検討する。

第4章 その他

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が決定するものとする。

附 則

この規程は平成27年4月1日より施行する。

清泉女学院大学研究倫理委員会規程、清泉女学院大学研究倫理規準、清泉女学院短期大学研究倫理委員会規程及び清泉女学院短期大学研究倫理規準は、平成27年3月31日をもって廃止する。

この規程の一部改正は、2019年6月12日より施行する。



1 平成 30 年第 69 号

2 事業用定期借地権設定契約公正証書

3 本職は、当事者の囑託により、次の法律行為に関する
4 陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。—————

5 第 1 条（目的）

6 賃貸人株式会社ながの東急百貨店（以下「甲」とい
7 う。）は、賃借人学校法人清泉女学院（以下「乙」と
8 いう。）のために、甲の所有する後記物件の表示記載
9 の土地（以下「本件土地」という。）に、乙の事業の
10 用に供する建物の所有を目的として、借地借家法（以
11 下「法」という）第 23 条第 1 項に定める事業用定
12 期借地権（以下「本件借地権」という）を設定する。

13 2 本件借地権は、賃借権とする。—————

14 3 本件借地権については、契約の更新（更新の請求
15 及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物
16 の築造による存続期間の延長がないものとする。—

17 4 乙は甲に対し、第 2 条に定める期間の満了時に本
18 件土地上の建物その他の工作物の買取りを請求する
19 ことはできないものとする。—————

20 5 本件借地権については、法第 4 条ないし法第 8 条、

公証人役場



1 法第13条及び法第18条並びに民法第619条の
2 適用はないものとする。 _____

3 第2条（存続期間）

4 本件借地権の存続期間は、平成30年（2018年）
5 5月1日から平成80年（2068年）3月31日
6 までとする。 _____

7 2 甲は乙に対し、前項の期間の開始日に、本件土地
8 を引渡す。 _____

9 3 乙は甲に対し、本件借地契約の存続期間満了1年
10 前までに、建物の状況及び取壊予定、建物賃借人が
11 あるときはその者に対する本件借地契約の存続期間
12 満了により本件土地を明け渡すべき旨の通知の状況、
13 建物賃借人の明渡しに対する意向及び明渡予定日等、
14 明渡しに必要な事項を書面により報告しなければならない。
15 _____

16 第3条（建築建物）

17 乙が本件土地上に建築する建物（以下「本件建物」
18 という）は、後記表示記載の建物の通りとし、その
19 詳細は、別紙設計図面（敷地図，建物配置図，平面
20 図，立面図）の通りとする。法規上の規制等により、

公証人役場



1	区画整理 5 街区 7、8、9 号) 家屋番号 1038 番
2	18 の建物) の取壊工事に着手した後において、乙
3	が第 4 条第 1 項に定める教育施設における看護学部
4	設置の認可を得ることができず、そのために本契約
5	の継続が困難となったときは、乙は甲に対し、次項
6	に定める違約金を支払うことにより、本契約を中途
7	解約することができる。_____
8	2 乙が前項の事由により本契約を中途解約する場合
9	の違約金は、金 1 億 6 2 5 0 万円とする。_____
10	物件の表示
11	土地
12	1 仮換地 (長野駅周辺第二土地区画整理事業)
13	街区番号 5
14	符 号 7
15	地 積 1 2 3 1 m ²
16	従前の土地
17	(1) 所 在 長野市大字栗田字源田窪
18	地 番 1 0 1 8 番 1
19	地 目 宅地
20	地 積 7 2 7 . 1 0 m ²

公証人役場

1	(2) 所 在 長 野 市 大 字 栗 田 字 源 田 窪
2	地 番 1 0 1 8 番 3
3	地 目 宅 地
4	地 積 1 4 1 . 9 8 m ²
5	(3) 所 在 長 野 市 大 字 栗 田 字 源 田 窪
6	地 番 1 0 1 8 番 4
7	地 目 宅 地
8	地 積 2 0 1 . 8 1 m ²
9	(4) 所 在 長 野 市 大 字 栗 田 字 源 田 窪
10	地 番 1 0 1 8 番 5
11	地 目 宅 地
12	地 積 2 0 1 . 8 1 m ²
13	2 仮換地（長野駅周辺第二土地区画整理事業）
14	街区番号 5
15	符 号 8
16	地 積 2 7 8 m ²
17	従前の土地
18	所 在 長 野 市 大 字 栗 田 字 源 田 窪
19	地 番 1 0 2 0 番 7
20	地 目 雑種地

公 証 人 役 場

公証人

1	地 積 3 1 0 . 0 0 m ²
2	3 仮換地（長野駅周辺第二土地区画整理事業）
3	街区番号 5
4	符 号 9
5	地 積 1 1 2 m ²
6	従前の土地
7	(1) 所 在 長野市大字栗田字西番場
8	地 番 3 8 3 番 1 2
9	地 目 宅地
10	地 積 5 2 . 8 0 m ²
11	(2) 所 在 長野市大字栗田字西番場
12	地 番 3 8 3 番 1 3
13	地 目 宅地
14	地 積 5 9 . 4 7 m ²
15	建 物
16	建築面積 1 1 4 8 . 6 0 m ²
17	延べ面積 5 9 1 1 . 2 5 m ²
18	階 数 地上6階（搭屋除く）
19	構 造 鉄骨造
20	本旨外要件

公証人役場



1	長野市南千歳一丁目1番地1
2	貸貸人（甲） 株式会社ながの東急百貨店
3	上記代表取締役 楠野 創
4	長野市伊勢宮3丁目9-5
5	会社員
6	上記代理人 石川 忠幸
7	昭和40年5月18日生
8	神奈川県鎌倉市城廻字打越200番地1
9	賃借人（乙） 学校法人清泉女学院
10	上記理事長 塩谷 惇子
11	長野市大字北尾張部834-62
12	学校法人職員
13	上記代理人 倉石 嘉夫
14	昭和27年5月26日生
15	上記石川忠幸及び上記倉石嘉夫は、いずれも運転免許
16	証を提示させて人違いでないことを証明させた。――
17	上記各代理人の提出した委任状は、認証がないので、
18	本人の印鑑証明書を提出させて真正を証明させた。――
19	この証書は、平成30年3月29日日本職役場において、
20	法律の規定に従って作成した。よって、上記各事項を

公証人役場

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

列席者に閲覧させ、かつ読み聞かせたところ、一同正確なことを承認し、本職と共に次に署名押印する。――

石川 忠幸 (印)

倉石 嘉夫 (印)

長野市大字南長野妻科 4 3 7 番地 7 長野法律ビル

長野地方法務局所属

公証人 栗原 雄一 (印)

この正本は、囑託人学校法人清泉女学院の請求により、平成30年3月29日本職役場において、原本に基づいて作成した。――

長野市大字南長野妻科 4 3 7 番地 7 長野法律ビル

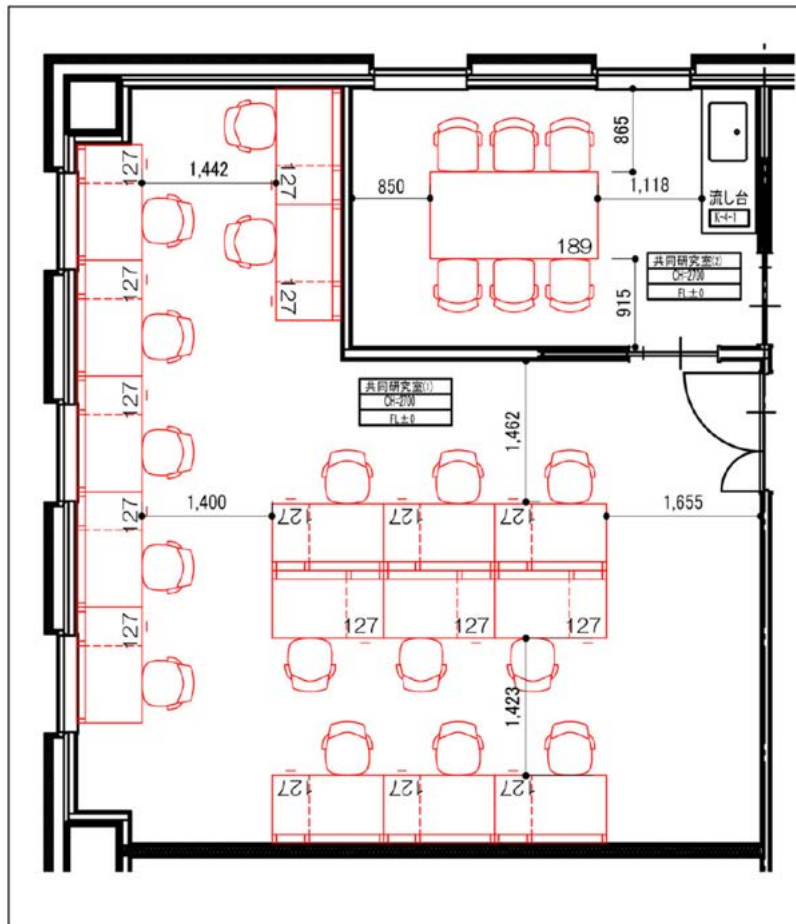
長野地方法務局所属

公証人 栗原 雄一

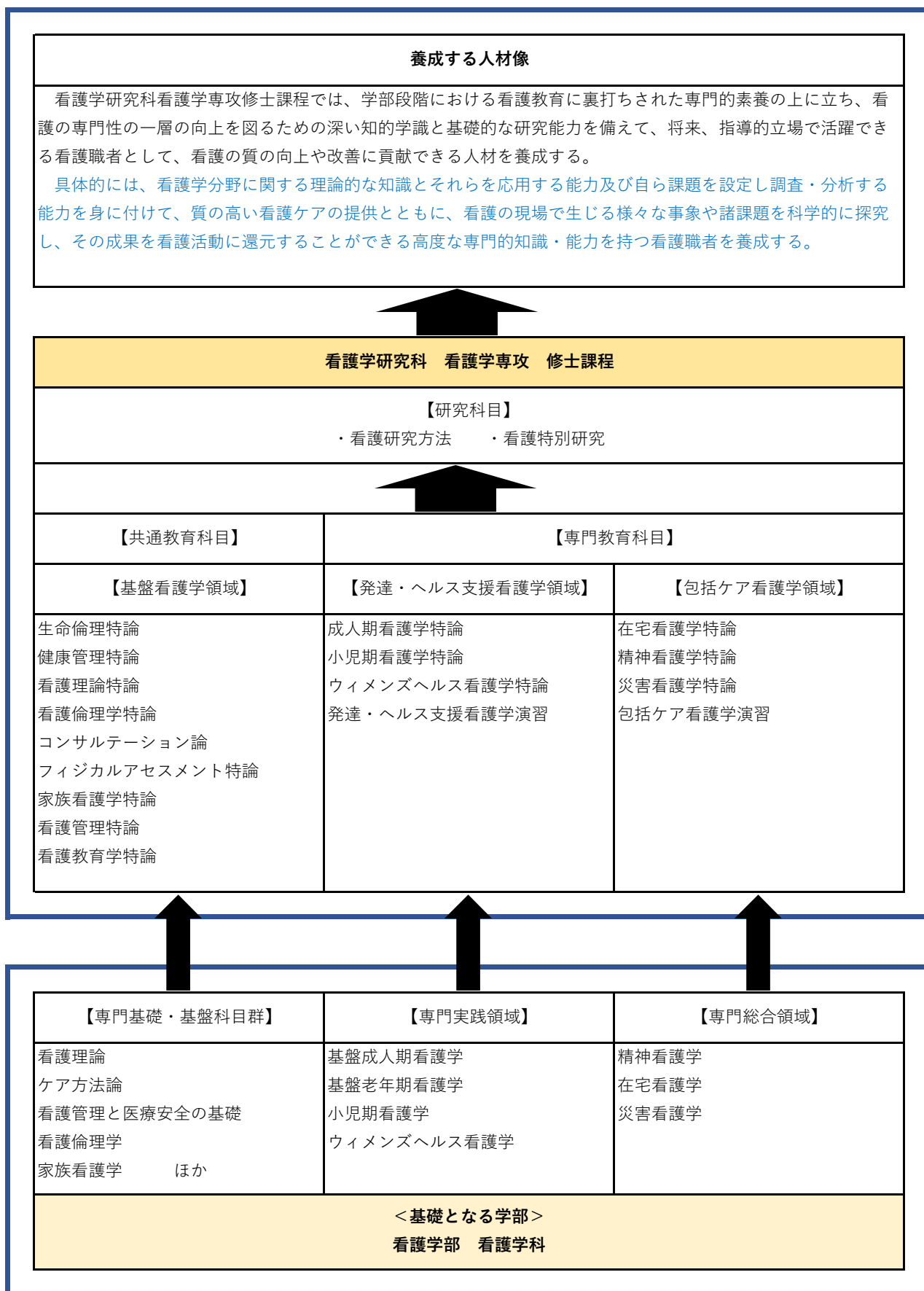


公証人役場

長野駅東口キャンパス
大学院生共同研究室配置図



基礎となる学部との関係図



清泉女学院大学 自己点検及び自己評価規程

(目的)

第1条 この規程は、清泉女学院大学（以下「本学」という。）学則第2条の規定に基づき、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等に関する自己点検及び自己評価（以下「自己評価等」という。）について定めるものとする。

(自己評価委員会の設置)

第2条 自己評価等を円滑に推進するため、自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、学長が任命する委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として2年とする。

(委員長等)

第5条 委員長は、学長が任命するものとし、委員会の議事を統括し運営する。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、あらかじめ委員長が指名する委員がこれにあたる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、自己評価等に関する次の各号を審議・策定する。

(1) 自己評価等の具体的な実施体制に関する事項

(2) 自己評価等の内容及び実施項目等に関する事項

(3) 自己評価等の結果の活用に関する事項

(4) その他、自己評価等に関連する事項

(他の委員会等との連携)

第7条 委員会は、必要に応じて本学内の他の委員会及び清泉女学院短期大学の自己評価委員会等の協力並びに連携を求めることができる。

2 委員会は、必要に応じ委員会内に小委員会を設置し、実施に係わる具体的な事項をこの小委員会に付託することができる。

(自己評価等の実施)

第8条 自己評価等の実施は次による。

(1) 自己評価等の実施項目

自己評価等の実施項目は、年度毎の実施項目及び一定年度ごとに行う総合的な項目も含め、委員会において定めるものとする。

(2) 自己評価等の実行組織

自己評価等の実行単位は、対象分野に関わる部署及び委員会の委員が点検及び評価を行うものとして、委員会において決定する。

(3) 自己評価等の実施手順は、原則として次の手順で行うものとする。

①委員会における実施方針の決定、項目の指定及び日程の決定

②各実行組織における項目、役割分担及び日程の確認

③各実施組織における自己評価等の実施

④委員会における実施結果の集約と総括（評価の確定）

⑤委員会における実施結果に基づく課題事項の検討、改善策の確定

⑥報告書の作成

⑦教授会審議後、学長の承認をえる。

(4) 自己評価等の報告書

自己評価等の実施結果を、原則として年度毎に点検・評価報告書（以下「報告書」という。）にとりまとめる。

(結果の公表)

第9条 委員会は、報告書を理事長に提出するものとする。

2 委員会は、前項の報告書を、本学関係者及び学校法人関係者の閲覧に供するものとする。

3 報告書は、原則学外への公表を行うものとする。

(結果の活用)

第10条 本学教職員は、自己評価等の結果を、年度計画に反映させ教育研究活動等の改善を行うものとする。

(事務)

第11条 自己評価等に係わる事務は、経営企画室があたる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会並びに、本学教授会の審議を経て学長が決定するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

自己点検評価の実施に関する細則は、平成27年3月31日をもって廃止する。

この規程の一部改正は、2019年4月1日から施行する。

清泉女学院大学 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、清泉女学院大学（以下「本学」という。）の学則第1章、第3条に基づき、教育機能の改善を推進し、教育と研究の発展について検討し、実践することにより、本学の教育環境の充実及び質的向上を図ることを目的として、その事項について定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 本学は、前条の目的を達成するために、清泉女学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）を各学部置き、必要に応じて学長の指示のもと合同で行うものとする。

(委員会の活動内容)

第3条 委員会は、前項の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

- (1) F D活動に関する情報・資料の収集及び広報活動
- (2) 教育の内容・方法・成績評価に関する検討、そのための研究会、講演等の開催
 - ①シラバスの記載項目や記載内容、記載方法などに関する規則を整備するとともに、個別教員に対する記載指導の実施
 - ②授業科目の位置付けや到達目標、他の授業科目の内容や範囲などの接続関係について相互理解を図るための研修会の実施
 - ③授業科目の教育目標を効果的に達成するための教科材に関する研修会の実施
 - ④他の教員の授業を参観して、自らの授業の内容及び方法の改善に役立てるための教員相互の授業参観の実施
 - ⑤授業技術や教材開発に関する定期的な研究成果の発表会を開催するとともに、授業公開の一環として情報の開示
 - ⑥アセスメント・ポリシーに基づく教育課程レベル及び授業科目レベルの学修成果の評価・検証の仕組み等の理解を深め、適切な成績評価の実施を促す研修会の実施
- (3) 学外組織による評価、学生による授業評価等評価システムの研究と提案
- (4) その他、本学における教育・研究の発展のために必要な諸活動

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員長、委員で組織する。

- (1) 委員長1名
 - (2) 委員若干名
- 2 委員長は、学長が任命する。
 - 3 委員は、学長が委嘱する。
 - 4 学長は、その他必要に応じて委員を委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、2年とし、再任することができるものとする。

- 2 委員長及び委員が任期中に交替したときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し議長を務める。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長が委員の中から代行者を指名する。指名できないときは学長が決定する。

(委員以外の者の出席者)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、2019年4月1日から施行する。

清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学
スタッフ・ディベロップメント委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学（以下、「本学」という。）の管理運営と教育・研究支援に向けた事務職員の意欲・資質の向上を図ることを目的として、その運営等に関し必要な事項について定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 本学は、前条の目的を達成するために、スタッフ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の活動内容)

第3条 委員会は、前項の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) SD活動の推進計画に関すること
- (2) SD活動の実施に関すること
- (3) SD活動に関する情報・資料の収集及び広報活動に関すること
- (4) FD委員会との連携活動に関すること
- (5) その他、本学における管理運営と教育・研究支援の為に必要な諸活動に関すること

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員長、委員で組織する。

- (1) 委員長1名
- (2) 委員若干名
- 2 委員長は、学長が任命する。
- 3 委員は、学長が委嘱する。
- 4 学長は、その他必要に応じて委員を委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、1年とし、再任することができるものとする。

- 2 委員長及び委員が任期中に交替したときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し議長を務める。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長が委員の中から代行者を指名する。指名できないときは学長が決定する。

(委員以外の者の出席者)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要事項は、別に定める。

附 則 (平成25年6月12日合同教授会承認)

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

この規程の一部改正は、2019年4月1日から施行する。